

重要文化的景観

「小菅の里及び小菅山の文化的景観」整備計画

－ 大切な地域の宝を将来へ引き継ぐために －



2018 年

長野県飯山市教育委員会

重要文化的景観

「小菅の里及び小菅山の文化的景観」整備計画

－ 大切な地域の宝を将来へ引き継ぐために －

2018 年

長野県飯山市教育委員会

目 次

第1章 整備計画策定にあたって

- 1 整備計画策定の目的と経緯…………… 1
- 2 関連計画との関係…………… 4

第2章 重要文化的景観の価値

- 1 重要文化的景観の概要…………… 5
- 2 重要文化的景観の価値…………… 6

第3章 重要文化的景観の現状と課題

- 1 小菅の現状と課題…………… 7
 - (1) 人口・世帯数の推移…………… 7
 - (2) 住民からみた小菅…………… 9
 - (3) 地域での取り組み…………… 10
- 2 住民のアイデア…………… 12

第4章 整備の基本理念と基本方針

- 1 整備の基本理念…………… 15
- 2 整備の基本方針…………… 16

第5章 エリア別整備方針

- 1 重要文化的景観のエリア区分…………… 19
- 2 エリア別整備方針…………… 22

第6章 保存に関する計画

- 1 修理・修景に関する計画…………… 29
 - (1) 建造物…………… 29
 - (2) 石垣…………… 34
 - (3) 水路…………… 38
 - (4) その他の保存のための計画…………… 40
- 2 モニタリング計画…………… 42

第7章 活用に関する計画

- 1 回遊・動線に関する計画…………… 45
- 2 施設に関する計画…………… 48
- 3 重要な構成要素に関する計画…………… 50
- 4 情報発信・プロモーションに関する計画…………… 52

5	その他の活用に関する計画	53
6	広域的な活用に関する計画	53

第8章 現状変更行為と届出

1	現状変更行為と届出	54
(1)	現状変更の取り扱い基準と届出フロー図	54
(2)	届出対象行為早見表	56

第9章 地域活動支援に関する計画

1	住民の活動支援に関する計画	57
2	住民の活動支援と支援体制	58
3	推進体制	59

第10章 事業計画

1	期別事業計画	60
(1)	短期整備 2018年4月～2023年3月	60
(2)	中期整備 2023年4月～2028年3月	62
(3)	長期整備 2028年4月～2033年3月	63
2	整備事業年度別計画（短期～長期）一覧表	64

〔参考資料〕

小菅の未来

1	住民の夢	71
2	検討委員の夢	74

文化財保護に係る関連法令	79
--------------	----

第1章 整備計画策定にあたって

1 整備計画策定の目的と経緯

小菅集落は、断層地形と地滑り地形を基盤として、尾根や急崖で囲まれた小菅山の裾野に展開する集落である。傾斜地に展開する小菅集落は、居住地も耕作地も斜面を階段状にして法面に石垣を造成し、限られた水源を有効に活用しながら住宅の敷地内に引き入れ、生活用水として利用して生活・生業を営んでいる。集落の維持管理、また伝統行事の催行はオテンマとよばれる集落の共同作業によって保たれている。

小菅は、中世の小菅山元隆寺の寺域として形成されたといわれ、階段状の石垣の居住地が規則的に配置されている。近世には農村集落へと変遷していったが、人的、経済的な負担を強いられながらも、住民たちによって大きな改変が行われることなく現在まで石垣や参道の景観が受け継がれてきた。

大切に守られてきた小菅の景観や人々の営み、また小菅集落に伝わる数多くの文化財を適切に保存していくことを目的に、国の重要文化的景観への選定を目指して保存計画の策定に取り組み、平成26年3月に保存計画書「文化的景観『小菅の里』」（以下「保存計画」とする）を策定した。そして、平成27年1月に「小菅の里及び小菅山の文化的景観」が国重要文化的景観に選定された。

今回の整備計画書は、保存調査で明らかになった、信仰空間を背景に営まれてきた農村集落、暮らしを支えてきた豊かな里山や水、共同作業「オテンマ」という住民の結びつきにより維持されてきた文化や暮らし、このような背景によって築かれてきた小菅の景観の価値を地域住民だけでなく地域外にも広め、その価値を確実に将来に伝えていくことを目的とする。

その主役となるのが住民であり、まず、そこに暮らす住民が重要文化的景観に誇りと愛着を持ち、元気に暮らし続けられることを目指し、平成28年度より「小菅の里及び小菅山の文化的景観」整備検討委員会（以下「小菅の整備検討委員会」とする）を開催するなどして整備の具体的な進め方をまとめ、整備計画を策定することとした。整備計画は15年計画で概ね5年ごとに見直しを行う。



行事等を通じた住民同士の交流は、小菅の里及び小菅山の文化的景観を支えている

「小菅の里及び小菅山の文化的景観」整備検討委員会

[委員]

委員長 笹本 正治（長野県立歴史館館長）

副委員長 望月 武（小菅区住民代表）

委員 佐々木邦博（信州大学学術研究院農学系教授）

浅倉 有子（上越教育大学大学院学校教育研究科教授）

土本 俊和（信州大学学術研究院工学系教授）

井田 秀行（信州大学学術研究院教育学系准教授）

梅干野成央（信州大学学術研究院工学系准教授）

遠藤 公洋（長野県立歴史館専門主事）

望月 静雄（飯山市文化財保護審議会委員）

金井 一郎（小菅区長）（H28.1～H28.12）

吉原 和司（小菅区長）（H29.1～）

金井 晃（神戸区長）（H28.1～H28.12）

宮澤 欣治（神戸区長）（H29.1～）

倉科 静男（小菅区代理区長）（H28.1～H28.12）

吉原 正治（小菅区代理区長）（H29.1～）

吉原 一男（小菅神社氏子総代会長）

鷲尾 恒久（小菅の里づくり委員長）

[指導]

永井 ふみ（文化庁文化財部記念物課 文化的景観部門 文部科学技官）

白鳥 勲（長野県文化財・生涯学習課主任指導主事）（H28.4～H29.3）

下島 浩伸（長野県文化財・生涯学習課主任指導主事）（H29.4～）

[飯山市役所関係部署]

清水 公一（信州いいやま観光局） 宮澤俊昭・田中 淳（商工観光課） 村田 聡・荻原 達也・

松永 匡史（まちづくり課） 猪瀬 大幸・丸山 裕樹（道路河川課） 浦野 雅幸（農林課）

石田 俊和（移住定住推進課） 畔上裕明・佐藤幸博（瑞穂地区活性化センター）

[事務局]

平成 28 年度

長瀬 哲（飯山市教育長） 石田 一彦（文化振興部長） 伊達 信寿（市民学習支援課長）

藤本 智教（文化財係長） 小澤 央（文化財係） 丑山 直美（文化財係）

平成 29 年度

長瀬 哲（飯山市教育長） 桑原 良満（文化振興部長） 佐藤 千明（市民学習支援課長）

藤本 智教（文化財係長） 宮澤 崇士（文化財係） 丑山 直美（文化財係）

「小菅の里及び小菅山の文化的景観」整備検討委員会・住民との意見交換会等の経過

[平成 28 年度]

- 平成 28 年 7 月 28 日 住民との打ち合わせ会議（現状や課題等の意見交換）
平成 28 年 8 月 18 日 第 1 回小菅の整備検討委員会（整備計画の素案の提示）
平成 28 年 9 月 14 日 住民との打ち合わせ会議（具体的内容の検討）
平成 28 年 11 月 18 日 住民との打ち合わせ会議（具体的内容の検討）
平成 28 年 12 月 2 日 第 2 回小菅の整備検討委員会（整備計画の内容協議）
平成 28 年 12 月 22 日 住民との打ち合わせ会議（住民の取り組み体制について確認）
平成 29 年 1 月 24 日 第 1 回住民との意見交換会
平成 29 年 1 月 31 日 小菅女性との懇談会
平成 29 年 2 月 8 日 第 2 回住民との意見交換会
平成 29 年 2 月 28 日 第 3 回住民との意見交換会
平成 29 年 3 月 24 日 第 3 回小菅の整備検討委員会
（内容全体の協議）



検討委員会

[平成 29 年度]

- 平成 29 年 4 月 30 日 文化庁・住民との懇談会
（オデンマ体験、地域づくりについて）
平成 29 年 5 月 9 日 小菅ひまわり会と懇談会
平成 29 年 5 月 27 日 住民説明会（整備計画書の内容について意見交換）
平成 29 年 6 月 14 日 第 4 回住民との意見交換会
平成 29 年 6 月 15 日 小委員会（信州大学工学部・建造物について）
平成 29 年 6 月 23 日 小委員会（県立歴史館・構成の確認について）
平成 29 年 7 月 9 日 小委員会（県立歴史館・整備計画書の内容について）
平成 29 年 7 月 20 日 第 4 回小菅の整備検討委員会（全体内容の協議）
平成 29 年 8 月 31 日 小委員会（県立歴史館・構成の確認について）
平成 29 年 9 月 7 日 住民との打ち合わせ会議（集落の現状確認）
平成 29 年 9 月 13 日 小委員会（信州大学工学部・建造物修理・修景基準について）
平成 29 年 10 月 24 日 文化庁協議（内容全体の確認について）
平成 29 年 11 月 16 日 住民との打ち合わせ会議（内容全体の確認）
平成 29 年 11 月 17 日 小委員会（県立歴史館・構成の確認について）
平成 29 年 11 月 28 日 第 5 回小菅の整備検討委員会（内容全体の確認）
平成 29 年 12 月 20 日 住民説明会（計画書の説明と将来の夢についての座談会）

2 関連計画との関係

整備計画では、市が目指す将来像を描いた「飯山市第5次総合計画」を最上位の基本方針とし、関連計画との連携・調整を図りながら体系的に実効性のある計画を進めていく。総合計画では自然との共生を施策の中心に据えており、豊かな自然と歴史に培われた景観、文化や人・地域のつながりといった飯山市の資源・魅力を守りながら活用していくことが盛り込まれている。景観計画では、小菅集落周辺を「山麓田園地域」と区分し、丘陵地や扇状地に広がる田園と歴史・文化が融合する風景づくりを基本とした基本方針が定められている。

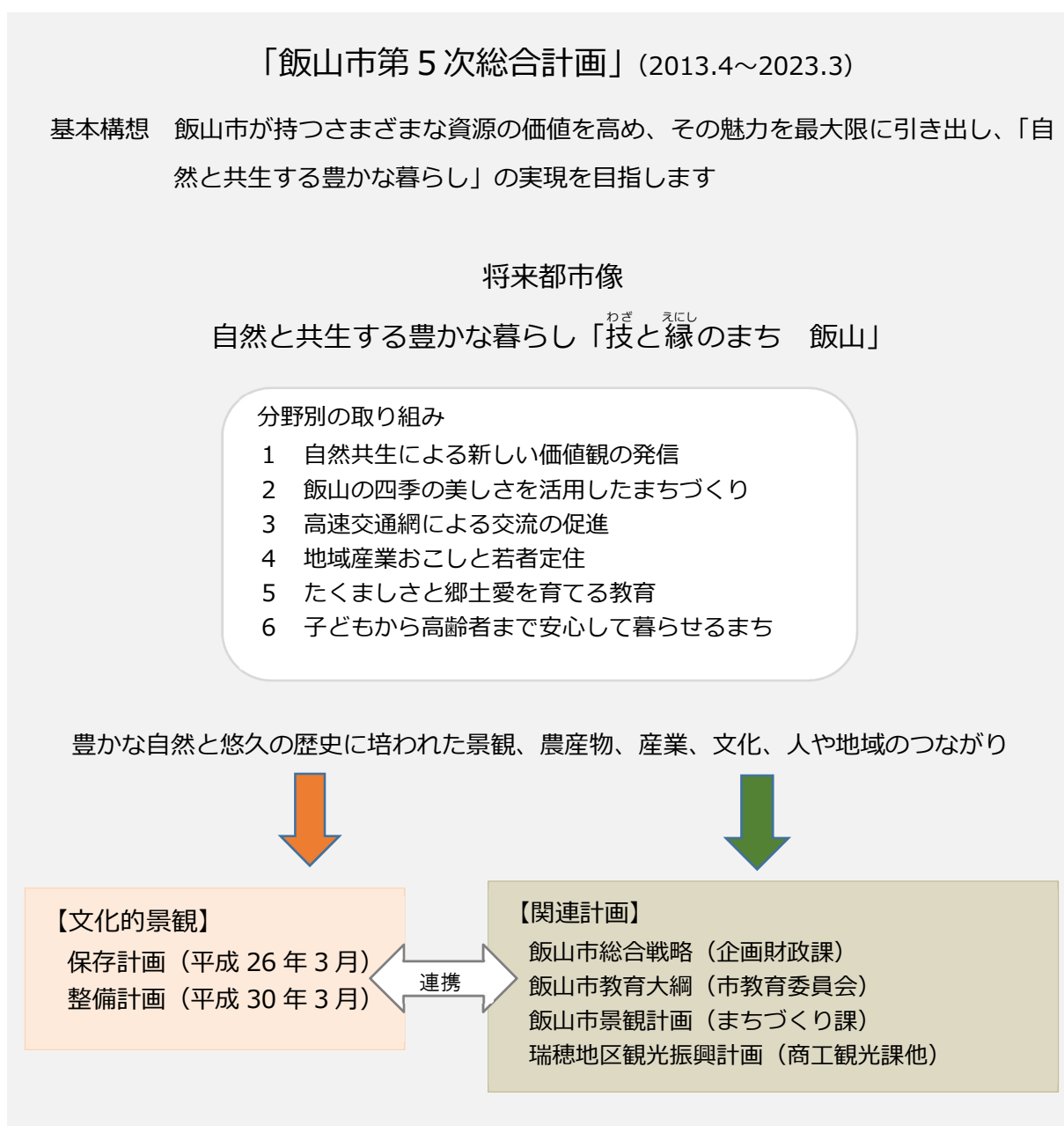


図1 関連計画との関係

第2章 重要文化的景観の価値

1 重要文化的景観の概要

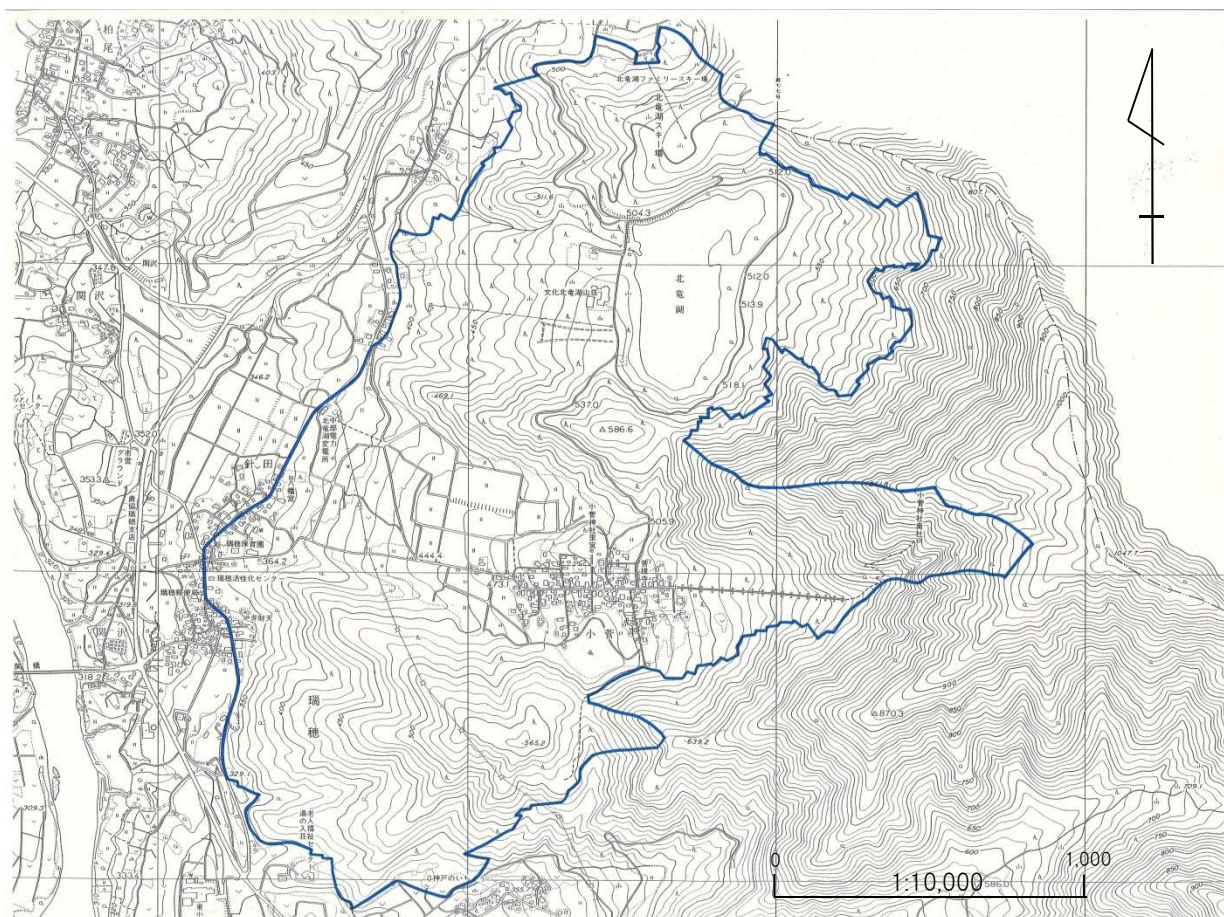


図2 選定範囲

選定告示

名 称	小菅の里及び小菅山の文化的景観
選 定 日	平成 27 年 1 月 26 日
選定面積	398.7ha
選定地区	小菅区、神戸区・関沢区・針田区の一部
選定基準	複合景観 (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地 (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地 (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

2 重要文化的景観の価値

小菅は飯山盆地の東縁に位置する集落で、小菅山山麓の緩斜面上に広がる。集落を囲む山々ではブナ群落・ナラ群落等が卓越しており、それらがかつて薪炭材などに利用されたことがわかるほか、集落内でもカツラ・ケヤキなどの樹木が植えられており、小菅神社式年大祭の重要無形民俗文化財「小菅の柱松行事」に用いられている。

小菅では、7世紀後半に修験道の開祖とされる役小角が小菅山に小菅権現を祀ったことが伝わり、少なくとも平安時代後期には現在の小菅神社奥社の前身が設けられたとされている。永禄7年（1564）に上杉輝虎（のちの上杉謙信）が更級八幡宮（長野県千曲市）に宛てた戦勝祈願の願書からは、小菅山は戸隠山・飯縄山と並ぶ信仰の山で、その信仰圏は北信地域のみならず上越地域まで広がっていたことがわかる。永禄9年の銘を有する「信濃高井郡小菅山元隆寺之圖」および延享3年（1746）に作成された「信濃國高井郡小菅山絵圖」では、東西を軸に集落の中心を貫く参道沿いに院坊群が密集して描かれており、それらは石垣によって方形に区画されている。これらは永禄年間の川中島合戦に関連して焼失したとされ、上杉景勝が会津へ移封した慶長3年（1598）以降、院坊跡は一般の居住地に転じたとされる。現在も集落の中心参道（カイドと称する）の両側には、当地で産出する安山岩の石垣等で区画された地割が居住地および耕作地として継承されている。特にカイド沿いの民家では、カイドに面する座敷にミセと呼ばれる縁側が設えられており、そこでかつて祭礼に伴って開かれた市の際に商いを行ったとされるなど、独特の間取りも確認できる。

小菅では、断層活動により湧水に恵まれ、山体崩壊が生じた結果、北竜湖などの湛水域が形成された。小菅ではこれらを水源として数多くの水路を設け、生活用水および農業用水として利用してきた。居住地においては、敷地内にカワと呼ばれる池を設え、洗いもの・消雪等に利用するほか、明治期までは敷地の裏にも水を引き入れ、内山紙（飯山市の伝統工芸品）の紙漉きを行っていた。近世には北竜湖から「ひましめ水路」と呼ばれる用水を引いて水利を安定化させ、現在も灌漑用水として機能している。耕作地は居住地の西側に展開しており、水田や畑が営まれている。

小菅の自然、生活・生業の維持・保全には、集落の共同作業であるオテンマが欠かせない。オテンマは、山林や石垣、用水路等集落内の維持・管理のほか、「小菅の柱松行事」の柱松の制作やカイドの清掃などの作業等も行っている。オテンマは地域共同体の紐帯として住民同士の結びつきを深め、今日まで集落を支えてきた最も重要な原動力であり、集落を支える核となるものである。

このように、「小菅の里及び小菅山の文化的景観」は、信仰の中心地であった小菅山およびその参道沿いに展開した計画的な地割を示す景観地であり、カワと称する池など特徴的な水利を伴う生活・生業によって形成された文化的景観である。

第3章 重要文化的景観の現状と課題

1 小菅の現状と課題

集落の過疎化が進み、豪雪や傾斜地での生活に加えて集落に点在する歴史的建造物の維持や祭りの継続など、住民の負担が年々増している。それでも住民たちは、豊かな自然環境や豊富な文化遺産を誇りに景観を守りながら営みを続けている。小菅では集落の自治組織を設置したり、共同作業であるオテンマを行って集落の維持管理や普及活動を継続的に行っている。

「小菅の里及び小菅山の文化的景観」が国重要文化的景観の選定を受けてから、実際に運用を行うなかで、住民への説明不足が原因で重要な構成要素の建造物の取り壊しが生じた。再発防止のために、改めて行政と住民が共に文化的景観の価値を理解し、また、行政は住民の生活の現状や課題の把握に努め「文化的景観の価値」と「地域住民の暮らし」の両面のバランスを図りながら具体的な整備を実施していかなければならない。

（1）人口・世帯数の推移

小菅の人口・世帯数は高度経済成長期の昭和35年には461人、世帯数100戸であったが、以後減少し続けており、平成29年4月末日の人口は147人、世帯数65戸となっている(平成27年までは国勢調査、平成29年は住民基本台帳による)。また、平成29年10月現在の空き家は17軒、70歳以上の高齢者一人暮らし世帯は15軒、さらに高齢者2人以上の世帯でも後継者が確実にいる世帯は少ない。このままでは近い将来、集落の半分近くが空き家になってしまうことも予想される。

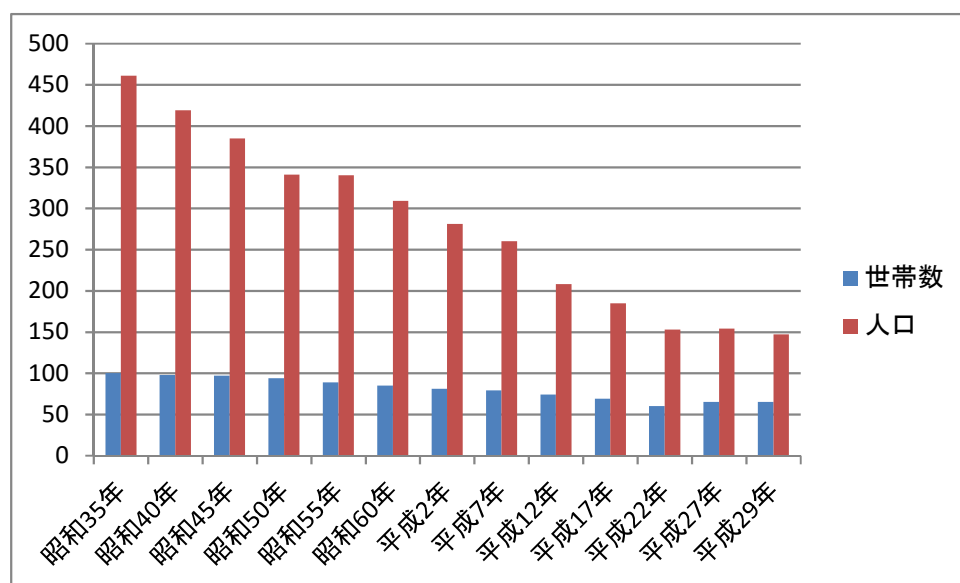


図3 小菅集落の人口の推移(国勢調査・住民基本台帳より)

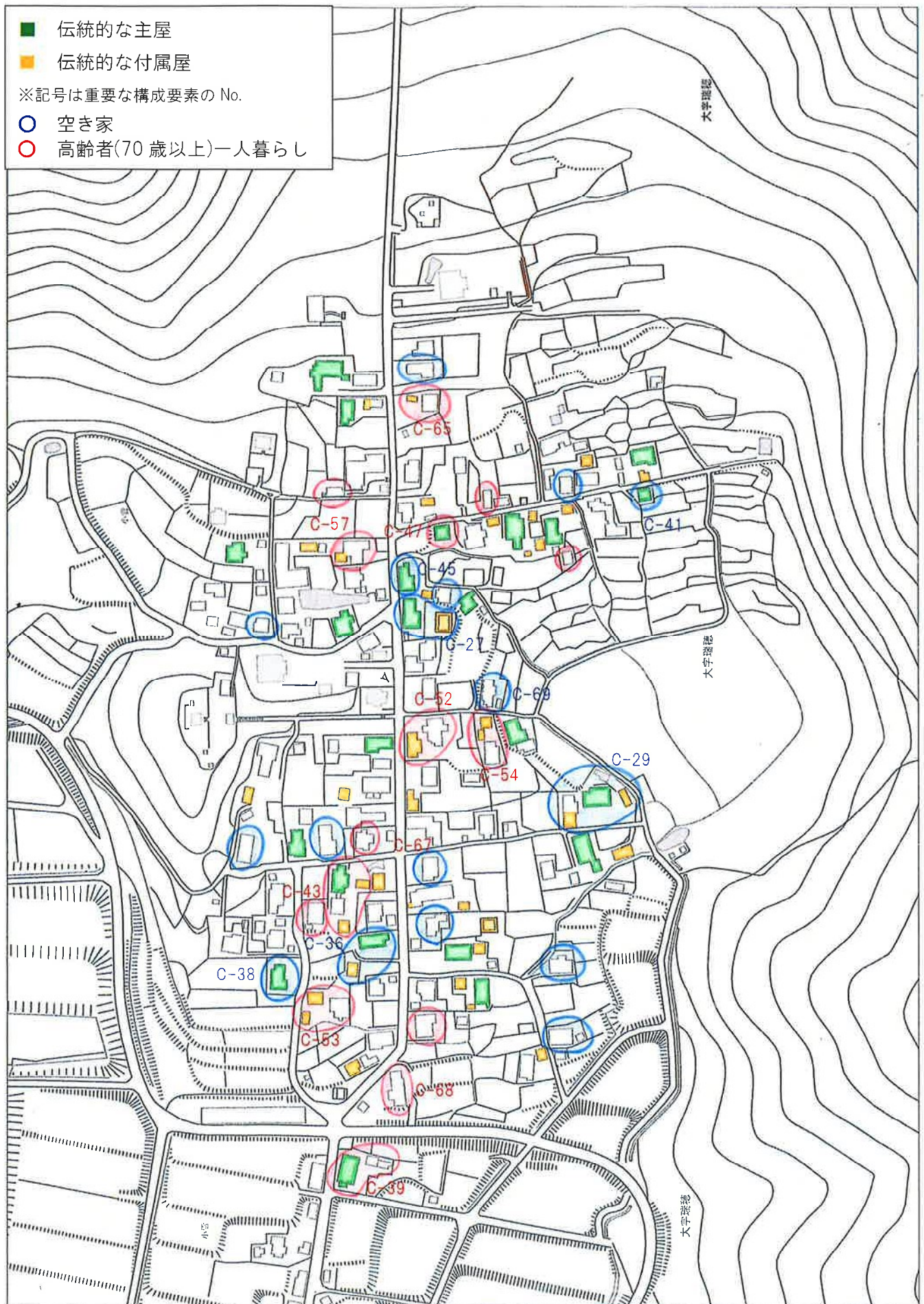


図 4 空き家・高齢者一人暮らし民家の位置(平成 29 年 10 月現在)

（２）住民からみた小菅

小菅に暮らす住民が今の小菅をどのように思っているのか、「好きなところ」、「大変なところ・不安なところ」をそれぞれ聴取した結果、主な意見は次のとおりであった。

好きなところ

- 豊かな自然。
- うまい空気と静かで落ち着くところ。
- 四季を通じて自然や景観が美しい。
- 豊かな自然環境が子育てに良い。
- 水が豊富で雪処理など生活に助かる。
- 先人の遺してくれた文化遺産が多くある。

大変なところ・不安なところ

- 雪が多くて大変。
- 坂道が大変、交通の便が悪い。
- 水路や石垣などの管理が大きな負担。
- 区の役やオテンマが多すぎる。
- 文化財が多すぎ、規制や維持管理が大変。
- 少子高齢化や一人暮らしになった時の生活の不安。

小菅の自然は、四季折々の美しい景観を実感させてくれるが、豪雪による冬の厳しさは、住民たちの生活、特に高齢者世帯の除雪や移動などの負担を増加させている。

また、小菅の景観の特徴である石垣や集落をめぐる水路、歴史的建造物、柱松行事をはじめとした神事などは小菅の文化遺産として住民の誇りであるが、少子高齢化や過疎化によりオテンマなど維持管理の負担が大きくなっており、祭りなどの年中行事の後継者不足は深刻な問題である。



小菅に伝わる伝統的なまつり
「柱松行事」



小菅集落から西方に望む妙高山



緑豊かな農村風景



秋には野沢菜や柿が実る



一面を雪に囲まれる冬

（３）地域での取り組み

小菅では、集落運営に関わる各委員会を設置し、集落の維持管理や歴史文化の普及活動など、委員会ごとに住民主体の取り組みが行われている。各組織と活動内容は次のとおりである。

小菅集落内の各委員会

（平成 29 年 10 月現在）

役 職	内 容
協議委員会	区長、代理区長、顧問、相談役、道路委員長、用水共有地委員長、観光委員長、小菅の里づくり委員長で組織し、区内の重要な案件を審議する
道路委員会	道路整備改良の推進、主な道路の草刈り等による維持管理
用水共有地委員会	用水、水路や共有地の維持管理
小菅の里づくり委員会	文化財の保護、地域内の緑化、景観保全に関する活動
観光委員会	北竜湖観光協会の経営
農家組合	精米所の運営・管理
小菅神社氏子総代会	祭りの催行と施設の維持管理、神社地の管理
小菅公民館	公民館事業の計画と実施
収蔵庫管理委員会	古文書や収蔵文化財の保管・管理、夏期の日曜開館
小菅の里のたんぼ保全管理協定運営委員会	田んぼや道水路の保全と管理
伍長会	隣組代表 11 人 公文書の配布や連絡、区費の徴収など

外部の支援団体

支援団体	内 容
小菅ノ庄友の会	里宮参道などの清掃活動を年に 2 ～ 3 回実施
小菅神社奉賛会	柱松行事など祭りに協力
ふるさと館友の会	里宮参道の清掃など環境整備への協力と小菅の現地学習会を実施

少子高齢化や人口減少は、委員会の活動にさまざまな影響を及ぼしている。小菅では、30 年ほど前から「小菅むらづくり委員会」（現「小菅の里づくり委員会」）を立ち上げ、豊富な文化遺産を活かしながら住民自らが積極的に地域活動に取り組んできた。これまでの活動として、小菅の魅力を発信するため専門家を招いたシンポジウムの開催やガイドブックの作成、書籍の刊行などを精力的に行ってきた。しかし、組織の高齢化も進み、課題も多くなっている。

また、小菅では主な用水路や道路等の維持管理は、主に全世帯のオテンマとして行っているが、高齢化によって住民にかかる負担も大きくなってきている。オテンマの一部の作業については、作業の時期と内容、経費等を精査したうえで、



毎年 3 月下旬に行われる小菅神社氏子総代会による奥社本殿の雪下ろし

組織の見直しや住民以外の協力者を得られるような体制づくりが必要である。現在の小菅の水路や道路などを維持・管理するための年間の共同作業は次のとおりである。

共同作業等の場所・内容・時期

(平成 29 年 10 月現在)

区分	場所	作業内容	作業内容											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
水路	上ノ平	落ち葉さらい、掃除												
	内山	見回り												
		掃除												
	ヒマシメ	草刈り、掃除												
	間久沢	草刈り												
	圃場内	草刈り												
溜池	北竜湖	水管理												
道 路 ・ 参道	奥社線	掃除、草取り												
	北竜湖線	側溝掃除												
	水路管理道	草刈り、掃除												
その他	南竜池跡(道沿い)	草刈り												
	北竜湖	ボート運び												
	菜の花公園	畑作業												
	花街道	ベゴニア、草刈り												
	里宮	掃除												
	精米所	粳摺り、精米												
	奥社本殿ほか	冬囲い・除雪ほか												



春先には住民総出で奥社参道と水路の清掃のオテンマ(共同作業)が行われる



春や秋には用水共有地委員会を中心に水路の清掃・点検が行われる

住民による地域活性化の取り組み

項目	活動内容
ボランティア	小学生やふるさと館友の会等の作業協力により、奥社や里宮参道の掃除を実施
そばまつり	耕作放棄地を利用してそば作りを行い、収穫後に住民に手打ちそばのふるまいを実施
資源・生業の活用	葦を活用して神社で茅の輪作りの実施や菰作りの体験
	紙漉きをして小菅神社の御朱印帳を作成・販売
地元のガイド	団体の来訪者や視察等に対して集落の案内ガイドを実施



「小菅の里で新そばを味わう集い」も 10 年目になる



平成 28 年の式年大祭(柱松行事)から始まった葦を活用した茅の輪作り

2 住民のアイデア

未来の小菅を築いていくには、一部の住民だけによる取り組みではなく、住民全体が関わり、参加できる体制が大切である。そのために、平成 28 年度より 8 回ほど住民と意見交換を行ってきた。参集範囲は各委員会の役員、地域を支えている女性たち、高齢者の方々などできるだけ幅広く対象者を集め、これから小菅でやってみたいことを中心に意見を出し合った。その結果、来訪者のもてなし方や小菅を住みやすい集落にするためのたくさんのアイデアが挙げられた。

空き家を活用した拠り所づくり

空き家を住民や来訪者のお茶飲みの場として集まれる場所にしたい。そこで地元で生産した野菜や加工品、手作りの工芸品などをおみやげとして販売する

祭り用のわら草履を手作り

柱松行事に使用するわら草履を毎回商店で見つけるのが大変。地元で作れる人に習いながら自分たちで手作りしたい

古民具・古布等の展示

住民が持っている民具、古い着物、おばあちゃんたちの花嫁衣裳などを集めて講堂などで展示する

古民具を使ったイベント

囲炉裏のある空き家を活用し、住民が持っている箱膳や昔の食器を使って郷土料理を食べるイベント（予約制）をやってみよう
“小菅修験そば” など小菅ブランドのそばを作って提供、販売もしたい

地元案内人

学習会でもっと小菅のことを学びたい
訪れる客を案内してみたい

小菅シルバーお助け隊

退職を迎えた住民がお助け隊を結成して
高齢者などの生活の手伝いをする(有料で)
・集落内に個人タクシーのシステムをつくる
・高齢者の住宅の刈り払いなどの作業を代行する

空き家の活用

- ・将来的に、空き家をグループホームとして活用できればいい
- ・わら草履作りなどの学習会の施設として活用したい

おみやげの開発

地元の野菜やジャムなどの加工品、住民の手作りの品をおみやげにしたい

住民共同で漬物作りや食事作り

高齢化に伴い、日常的な家事を共同でできる体制ができればいい
・集落センターなどを利用して、みんなで夕飯を作って配ったり、食べたりできるようにする
・野沢菜などの材料を持ち寄って共同で漬物を作る

その他のアイデア

- ・小菅の素晴らしい映像等を親戚や知り合いに配布、販売し小菅の良さを広めたい
- ・小菅のプロモーションビデオをふるさと納税の返礼品にしてはどうか
- ・小菅の整備を進めることで、目に見える効果を住民で共有し、住民自身が小菅の素晴らしさを自覚することにつなげる
- ・小菅ノ庄友の会や小菅神社奉賛会の力を借りて、修理基金の仕組みをつくり運用する
- ・ガイダンス施設は「村の縁側」のように住民の憩いの場所として、まず自分たちが楽しむことで人を呼びたい



お茶を飲みながら語らう住民たち



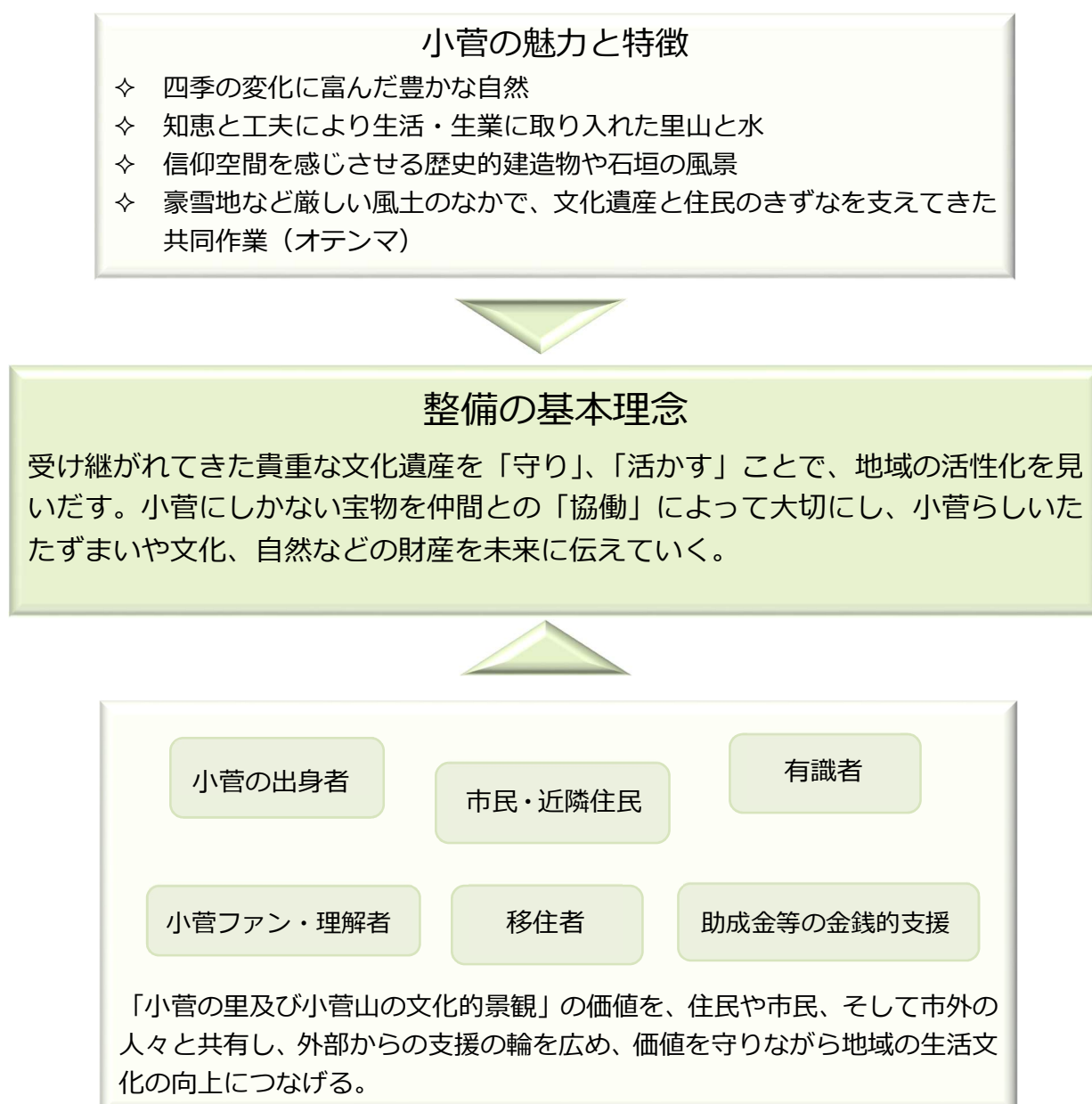
住民と行政との親睦会では小菅を思う前向きなアイデアが出された

第4章 整備の基本理念と基本方針

1 整備の基本理念

小菅の特徴である豊かな自然、信仰と住民の暮らしとが融合した集落、長い歴史を伝える石垣、水資源を活かした巧みな水回し、そして共同作業のオテンマによって継承されてきた小菅特有の景観は、日本の貴重な原風景として住民にとって誇れる景観である。しかし、小菅集落の人口減少が進むなか、これらを守り、継承していくことは簡単なことではない。

小菅にしかない魅力を再認識し、守るべきものを見極め、外部との支援の輪を広げながら協働で文化遺産を守り、集落を未来へつないでいく。



2 整備の基本方針

「保存計画」で明確にされた「小菅の里及び小菅山の文化的景観」の本質的な価値の適切な保存と活用を目的とした整備の基本方針を以下に定める。

「小菅の里及び小菅山の文化的景観」の本質的な価値

- ◇ 信仰の山、生活・生業に利用した里山
- ◇ 限られた水資源を巧みな水回しにより生活・生業に利用する小菅独自の水利体系の確立
- ◇ 風土と歴史の中で、小菅山の信仰を背景に院坊の地割を継承し生活を営んできた集落
- ◇ 住民同士のきずなを深めながら集落を支えるオテンマ

【保 存】重要な構成要素を守り、後世に残す

住民が抱えるさまざまな維持管理等の課題を踏まえたうえで、**本質的価値を最優先に守り、継承**していくことを保存の基本方針とし、その価値を守るため**有識者等関係者と十分検討**しながら保存に対する整備を行う。

集落内に存在する重要な構成要素の大部分を占める**建造物・石垣・水路については、適切な修理・修景を行う**よう基準を定め、修理・修景方法や補助対象等を示し、それぞれの持つ価値を損ねないよう整備を行う。

市は**重要な構成要素の現状や集落内の状況の把握**に努め、**地域や行政間での情報の共有**を図り、保存のための課題や問題の早期解決に取り組む。



小菅集落全景

第6章

【活 用】小菅の文化遺産を活かし、交流を深めて地域の活性化につなげる

小菅独自の自然、歴史、暮らしなどの文化遺産を、住民と来訪者のつなぎ役として活用する。そして、**小菅ファンや支援者等外部との交流**を深めながら住民の元気を引き出すとともに**小菅集落の支えとなる体制**を築く。また、**住民、来訪者がともに安心・安全に過ごせるための環境整備**にも配慮して生活文化の向上につなげる。

文化的景観を活かした**散策モデルコースを設定**し、小菅の歴史的建造物・石垣・水路、小菅神社奥社に



集落内を案内する住民

向かう参道、カイドから西方に望む妙高山などの小菅の魅力的な景観を効果的に紹介するための整備を行う。このコースを住民が共有することで、住民の自発的な取り組みを推進し、小菅での暮らしに対する自信や誇りにつなげる。

空き家を活用した観光交流拠点となる施設を開設し、重要文化的景観等さまざまな情報発信や住民の拠り所、住民と来訪者との交流の場として利用し、幅広いコミュニティの拠点として地域活性化につなげるための整備を行う。

小菅の文化遺産である歴史的建造物、柱松行事、古道などを活用した**見学会や学習会を実施し、支援者や後継者の確保**につなげる。 **第7章**

【協働】オテンマを維持し、仲間のきずなと文化遺産を未来へ伝える

住民の暮らしや建造物などの維持管理・祭り等の活動に対し、各専門の有識者、小菅ファンや理解者、各関係機関や行政の各部署などがさまざまなかたちで支援を行い、住民と共に「小菅の里及び小菅山の文化的景観」の維持につなげる。そして、将来的には住民自らが主役となって、かつての活気あふれる集落を目指す。

小菅の文化遺産を支える原動力となってきたオテンマは、施設等の維持や祭りの継承だけでなく、大切なコミュニティの場として住民同士のきずなを深める役割も果たしてきた。この**オテンマを維持**していくことが、集落の維持と文化遺産を将来へ伝えていくために重要である。オテンマの仕組みを現在のやり方や集落の枠にとらわれず、**小菅ファンやボランティアなどの広い支援によって新たなオテンマのかたちを探りながら**、小菅住民の暮らしと文化遺産を継承していくシステムを構築していく。 **第9章**



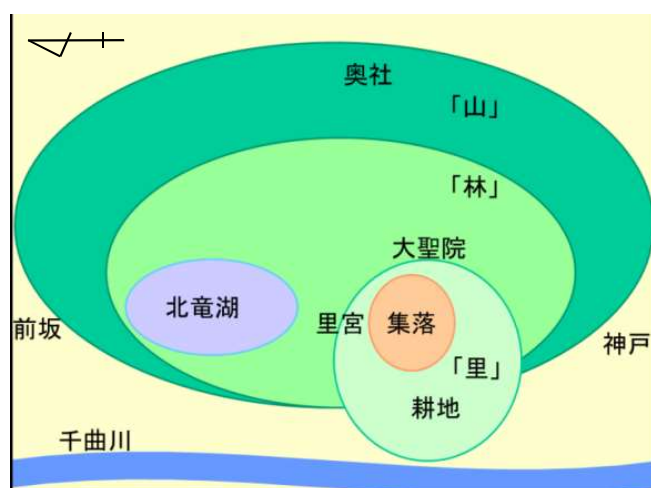
小菅出身の「小菅ノ庄友の会」の方々もオテンマや柱松行事を支える

第5章 エリア別整備方針

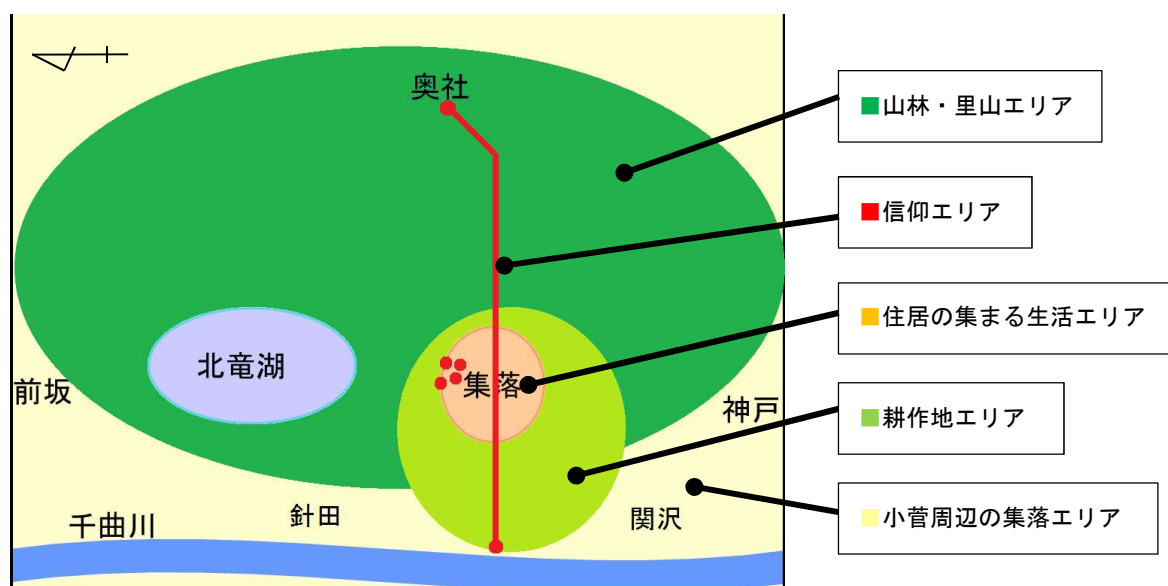
1 重要文化的景観のエリア区分

保存計画では、景観単位を核となる集落と耕地からなる「里」、遺跡と山林や耕地が重層的に現在の景観をもたらした「林」、岩と森をベースに人為的な関与が一定レベル以下に抑えられた「山」、それらの区画を結ぶ「石垣・水・森林資源の利用」で区分した。

整備計画では、重要な構成要素の特徴を踏まえて新たにエリア分けをして、エリア別に特徴や整備方針を2節「エリア別整備方針」で整理をした。各エリアは「住居の集まる生活エリア」、「信仰エリア」、「山林・里山エリア」、「耕作地エリア」、「小菅周辺の集落エリア」の5つとし、さらに、どのエリアにもまたがる「石垣」と「水路」を単体要素として区分した。



保存計画「景観単位」



整備計画「エリア区分」

図5 景観単位とエリア区分

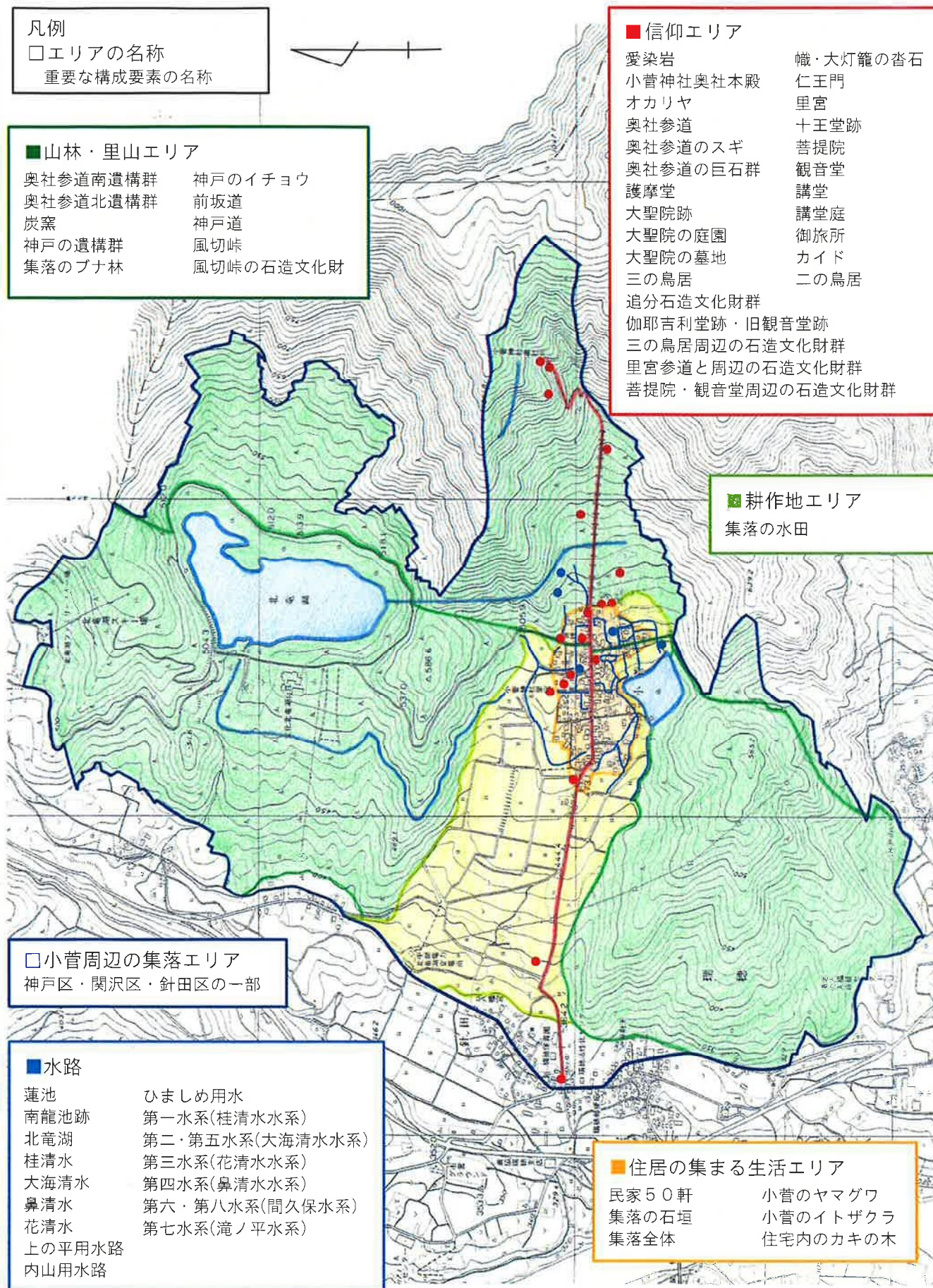


図6 エリア別色分け図

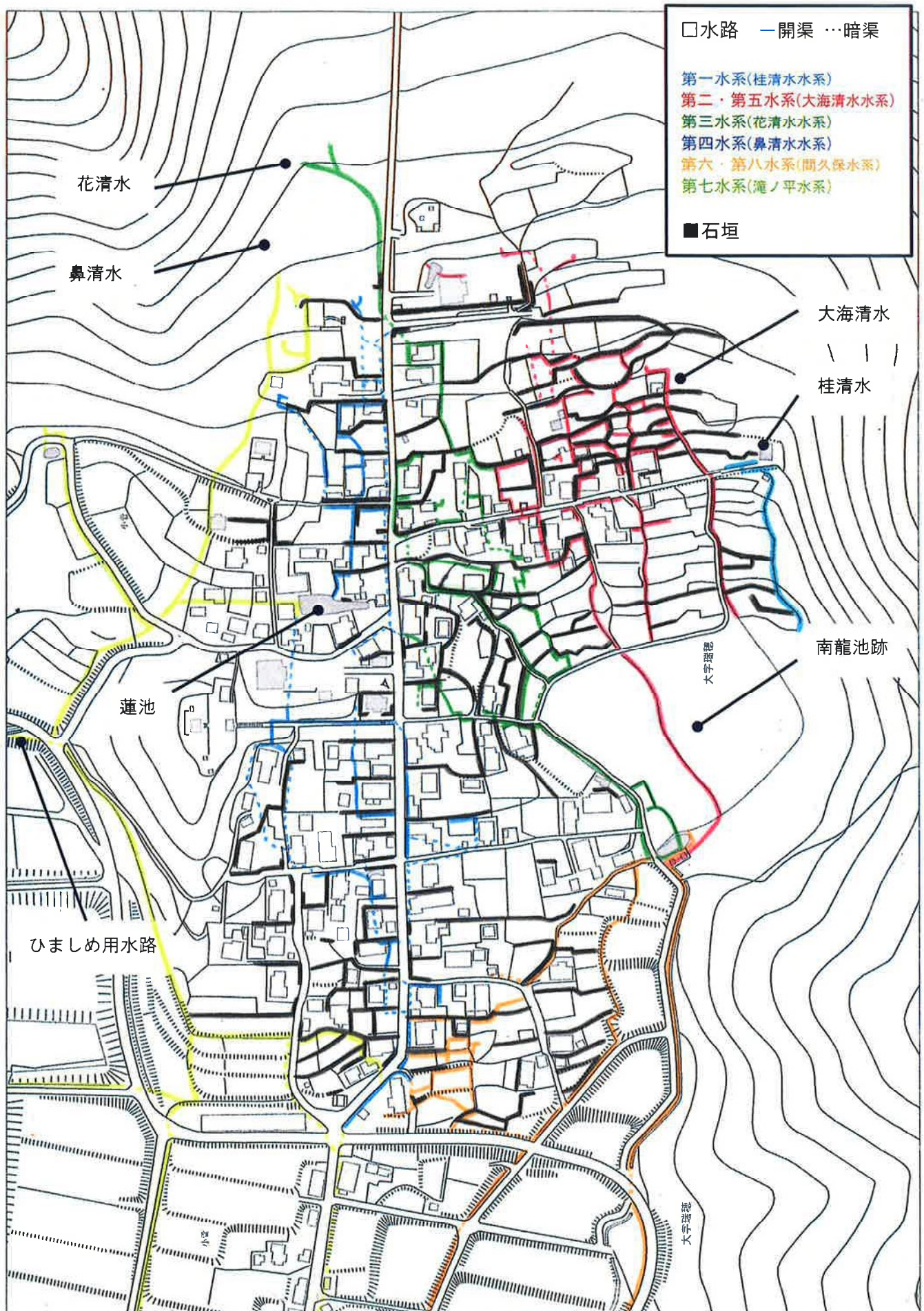


図7 集落内の石垣と水路の配置図

2 エリア別整備方針

住居の集まる生活エリア

小菅の民家の多くは、豪雪にも耐えられる伝統的な形式をもつ主屋、生活や生業の営みに欠かせない付属屋(土蔵・小屋)や消雪、洗い物等に利用するカワをもつ。また、参道(カイド)沿いにはかつて行われた市に開くミセの間取りを持つ民家も残り、カイドを中心とした都市的景観と農作業を営む農村的景観を形成する屋敷構えの景観が広がる。

[整備の基本方針]

- ・ 信仰を背景に石垣で区画された平場に建つ家並みを大切に、周囲の田畑や樹木等との景観の維持を図る。
- ・ **重要な構成要素の民家**については、**建物の修理費に対する補助**を行い、その構造や形態の価値を守っていく。なお、建造物の修理基準については、それぞれ多種多様であるため、一律に修理基準を定めることは困難なことから、**市景観条例や住民協定などの規制を守りながら必要に応じて検討委員の意見を求め維持を図る**（P.31～32 表 1・2、P.33 図8 参照）。
- ・ **空き家対策・高齢者世帯への支援**などは、集落を維持するために重要な取り組みである。変化していく生活環境や世帯状況、集落の課題などの把握に努め、行政ができることと地域住民ができることを整理しながら、**住民が住みやすい地域を目指した整備**を行う。
- ・ **空き家**は観光交流施設、イベントや学習会などの会場、移住者への提供など**活用を図りながら、建物の維持**につなげる。
- ・ 来訪者に対し集落内の宗教的建造物や民家、石垣や水路といった小菅の特徴的なポイントを紹介できる**散策モデルコースを設定**し、来訪者の心に残る景観づくりを目指した整備を進める。また、**住民全員でその魅力を共有**し、地域が「誇れる景観」への意識づくりや元気づくりにつなげる。

[重要な構成要素]

民家 50 軒 集落の石垣 小菅のヤマグワ 小菅のイトザクラ 住宅内のカキの木 集落全体



伝統的な民家



カワを利用して消雪する冬の暮らし

信仰エリア

小菅は中世には戸隠山や飯縄山と並び小菅山を中心とした信仰の地として栄え、その信仰圏は北信をはじめ上越地域まで及んでいた。集落の中心を貫くカイドとカイド沿いに展開している民家の石垣や宗教的建造物、そして、奥社本殿へと続く険しい参道の道中に見られるいくつもの巨木や巨石は、信仰の場としての独特な空間を感じさせる。

信仰を背景に営まれてきた集落を支えているのはオテンマであり、特に「小菅の柱松行事」は周辺集落からの協力もあり、集落を超えた周辺地域のきずなを深めている。

〔整備の基本方針〕

- ・住民による建造物等の維持管理が年々深刻になっていくなか、重要な構成要素を維持していくためには、現状の維持管理方法などの見直しも必要となってくることが想定される。集落の状況を理解し、どうしたら本質的価値を残せるかを**有識者等と協議をしながら維持していくための整備**を行う。
- ・重要な構成要素は、いずれも文化財としての価値が高く、保存していくことが重要であるが、多くの建造物は築100年以上経過しており、老朽化も心配されている。これらを維持していくために、**建造物全体の建築調査を基に修理の必要性や緊急性を見極めながら計画的に整備**を進めていく。
- ・修理等整備を行う際は、**検討委員会で修理内容を慎重に検討**し、住民の意向を踏まえ、**地元の負担を最小限に抑えられるようにする**。

〔重要な構成要素〕

愛染岩 小菅神社奥社本殿 オカリヤ 奥社参道 奥社参道のスギ 奥社参道の巨石群 護摩堂 大聖院跡 大聖院の庭園 大聖院の墓地 伽耶吉利堂跡・旧観音堂跡 里宮参道と周辺の石造文化財群 幟・大灯籠の杵石 仁王門 里宮 十王堂跡 菩提院 観音堂 講堂 講堂庭 御旅所 カイド 三の鳥居 三の鳥居周辺の石造文化財群 菩提院・観音堂周辺の石造文化財群 二の鳥居 追分石造文化財群



仁王門（県宝）



小菅神社奥社本殿（国重要文化財）

山林・里山エリア

選定範囲の集落はブナやナラの群落等に囲まれ、かつては建材や薪炭材などの採取が行われており、現在でも「小菅の柱松行事」に里山の樹木が使われている。

大聖院跡から伽耶吉利堂跡辺りの奥社参道両脇の山林の中には中世の造成と考えられる無数の石垣と平場からなる大規模な遺構群が広がっている。この計画的な地割と石垣により残されている区画は、近世以降は畑地や植林地へと土地利用の変遷がみられる。

小菅集落に至る南北からの各道筋は、小菅神社の参道として多くの参詣者や物資の往来があり、小菅が経済および信仰の中心地であったことがうかがえる。

[整備の基本方針]

- ・山林・里山全体の植生や病虫害等の被害などを確認するため、**定期的な空撮によるモニタリング**などを実施し、自然環境の保全に努める。
- ・山林の中の**遺構群**は小菅山信仰の大切な遺跡として、**専門検討委員会**を設けて、**調査と将来への保存や活用方針を検討**し、その方針に基づいた整備を進める。
- ・小菅と周辺地域を結んでいた**風切峠や前坂道、神戸道の各古道**は、ボランティア等の支援を求めながら**刈り払いなど環境整備**を行い、古道を歩く**学習会**等として活用しながら小菅周辺の神戸区・関沢区・針田区などとの連携につなげる。

[重要な構成要素]

奥社参道南遺構群 奥社参道北遺構群 炭窯 神戸の遺構群 集落のブナ林 神戸のイチョウ
前坂道 神戸道 風切峠 風切峠の石造文化財



集落の里山林



神戸のイチョウ（県天然記念物）

耕作地エリア

耕作地は住宅地の周辺から山裾、さらに西側に広がり、近世から米作りが行われてきた。小菅は傾斜地でありながら耕作に必要な水を水路によって巧みに引き込み、その豊かな水で農作物を育ててきた。

小菅山の信仰に由来する地割を継承してきた耕作地の石垣、断層由来の湖沼や湧水等を有効に利用した水路が特徴的な農村景観を残している。

[整備の基本方針]

- ・高齢化に加え有害鳥獣対策など負担も増え、今後の耕作放棄地の拡大が懸念されているが、地元組織「小菅の里の田んぼ保全管理協定運営委員会」を主体に、外部ボランティア等の協力、農林課等市担当部署など**関係機関と連携しながら荒廃地拡大防止に取り組**み、景観および環境の保全を図る。
- ・「小菅の米」や「小菅のそば」など**農作物の商品化**を検討し、**放棄地の活用**につなげるなど荒廃地の拡大を防ぐ。
- ・農地改良による耕作地の整備は、休耕地の防止と耕作を守ることができる。法面の石垣の除去や水路のむやみな変更等は認めないものとし、文化的景観の価値を損ねない整備とする。

[重要な構成要素]

集落の水田



共同による稲の苗作り



田植えを終えた水田

小菅周辺の集落エリア

選定範囲のうち、前述の「住居」、「信仰」、「山林・里山」の各エリアに属さないエリアで、小菅山元隆寺の院坊の分布、氏子組織の広がり、水利、交通などの面から選定範囲に含まれている神戸区、関沢区、針田区の一部とする。

神戸区は元隆寺の南の鳥居として遺構群が残されており、関沢区、針田区は崩積土の末端に位置し、いずれも小菅区と歴史的つながりが深い。さらに各集落は現在も「小菅の柱松行事」への協力など、小菅の文化的景観を維持していくには欠かせない地域である。

また、北竜湖周辺には学校法人文化北竜館が経営する温泉施設、郷土博物館、キャンプ場やパターゴルフなど多目的に楽しむことが出来るレジャー施設が揃っている。

選定範囲外であるが、「神戸のイチョウ」のある神戸区の南東に位置する福島区には、「日本の棚田百選」に認定された棚田の景観や万仏山の三十三観音石造物、映画「阿弥陀堂だより」のロケ地などの見どころがある。さらに周辺の菜の花公園では、春に「いいやま菜の花まつり」が盛大に開催され、全国から大勢の客が訪れている。

[整備の基本方針]

- ・小菅への玄関口として位置する近隣集落の神戸区、関沢区、針田区は、「小菅の柱松行事」等小菅神社を支えていく重要な役割を担っている。各区の住民とも重要文化的景観の価値を共有し、**建物や耕作地、石垣や水路、森林**など選定範囲内として**景観や環境の保全**に努める。
- ・近隣集落のもつ資源も活かしながら**瑞穂地区全体で知恵を出し合い、協働の取り組み**により、より魅力ある地域づくりと周辺地域全体の活性化につなげる。
- ・小菅集落だけでなく、集落周辺にある様々な資源を学習会やツアーなどに活かし、状況を見ながら説明看板等の設置など整備を行う。



柱松は近隣の各区のほか、野沢温泉村の前坂区からも協力を得て作られる



関沢区に建つ二の鳥居

石垣

中世の小菅山元隆寺の寺域として形成されたとされる院坊の石垣は、近世には一般の居住地となって現集落の宅地や耕作地として利用されている。エリア内に存在する石垣は、宗教的建造物にみられる重厚な石垣、奥社参道脇などにみられる中世のものと思われる遺構群の石垣、そして、地元で産出される安山岩を利用し、石工の手や自分たちで積み直しをしながら残してきた住宅地や耕作地の石垣に分けられる。重層的な歴史を背景に残されてきた石垣はすべてのエリアを結ぶ骨格ともいえる。

[整備の基本方針]

- ・ 集落の大きな特徴のひとつである**石垣の景観を残す**ことを基本とする。**現状の石垣はコンクリート擁壁に改修しない**ようにする。**コンクリート擁壁は石垣に改修する**ことを目標とする。
- ・ 特徴的な石垣や水路の石積みを“見せるため”、“保護するため”に**住民が雑草や雑木を取り除くなどの日常管理を行い**、来訪者に誇れる石垣の景観を維持する。
- ・ **大聖院跡や参道脇遺構群など、歴史的に貴重である石垣**の修理については、**小菅の整備検討委員会で協議をして修理する**ことを基本とする（P37. 図9 参照）。
- ・ **住宅地や耕作地など住民の暮らしと共に引き継がれてきた石垣**の修理については、**可能な限り既設材を使用することや、個々の石垣の特質を踏まえつつ修理・修景基準に基づいたものとする**（P. 36 表3 参照）。また、必要に応じて有識者の意見を聞くこととする。
- ・ 集落の石垣は、かつては石工などの専門集団のほか、住民自らが石垣の修理を行い維持してきたように、住民又はボランティア等の手で石垣の積み直しができるよう、**石工による講習会を定期的を実施し、石垣修理の技術習得に取り組む**。そして、将来は小菅から**石工職人を育てる仕組みを構築**できることを目指す。



大聖院の石垣



集落の石垣



集落の石垣

水路

集落南北を横断する断層上にある北竜湖・南龍池跡・蓮池は、絵図には霊場を荘厳とする景観として描かれている。また、「水」が付く坊名も多くみられることから、水が重要な信仰要素であり、小菅の宗教景観の一部であることがうかがえる。

雪解け水などを北竜湖に集め、その水源から巧みに水を引き、生活用水や農業利用として利用するなど、小菅集落特有の水路網は限られた集水域と水源を効果的に活用した住民の知恵と工夫によるものである。

[整備の基本方針]

- ・ 用水共有地委員会や住民各自の**日常的な点検**により、石積みの状態、水量、流路等の現状把握や落ち葉等の除去などの**清掃**に努める。そして、**水路の異常を早期発見**することで被害の拡大防止を図る。
- ・ **蓮池の雑草の管理や南龍池跡の葦の活用**を行い、荒廃を防ぎ景観の美化に努める。
- ・ 水路の修理については、石積みの護岸が多く残る桂清水水系及び大海清水水系とその他の水路に分け、各修理基準に基づき維持していく（P. 21 図 7、P. 39 表 4 参照）。
- ・ 絵図などに描かれた信仰景観を示す湧水や池を巡る**散策コースを設定**し、必要に応じて案内看板を設置するなどの整備を行い、活用を図る。

[重要な構成要素]

第一水系(桂清水水系) 第二水系・第五水系(大海清水水系) 第三水系(花清水水系) 第四水系(鼻清水水系) 第六水系・第八水系(間久保水系) 第七水系(滝ノ平水系) 蓮池
大海清水 鼻清水 花清水 内山用水路 上の平用水路 北竜湖 南龍池跡 桂清水 ひましめ用水



小菅集落の水源である北竜湖



集落内を流れる水路

第6章 保存に関する計画

1 修理・修景に関する計画

重要な構成要素の多くを占める建造物・石垣・水路について、それぞれの価値を守るため各修理の方針と基準を定め、その基準に基づき修理・修景を進めていく。なお、状況が多種多様のため、ここに定めた**基準に示されていないケースも生じることもあるが、その場合は市教育委員会が相談を受け、有識者や関係部署等と確認し合いながら判断する**ものとし、独自の判断で実施することのないよう周知徹底する。

また、平成 26 年 3 月に保存計画を策定したが、この度の整備計画の策定にあたり、住民の暮らしの実態や本質的な価値を将来へどのようにしたら残していけるかなどについて、再点検しながらより詳細に内容を定めた。よって、保存整備の考え方や修理等の取り扱い基準については、本整備計画を優先とする。

（１）建造物

【文化的景観の価値】

- 小菅の集落から歩いて 1 時間ほどの山中に国重要文化財の奥社本殿がある。集落内には、民家とともに護摩堂や講堂などの宗教的建造物が混在しており、典型的な農村集落でありながらも、多くの宗教的建造物をもつ独特な集落を形成している。
- 現在の民家は、近世に小菅山信仰に由来する院坊跡が居住地に転じたものといわれている。民家は集落中央の東西に走る道(カイド)に面した表の空間と、耕地・水路・墓域などに関連する裏の空間から構成されている。特にカイド沿いの民家の座敷には、かつて祭礼に伴って開かれた市の際に商いを行なったとされる“ミセ”と呼ばれる縁側があり、独特の間取りも確認できる。
- 伝統的な形式を持つ民家は、豪雪地に対応した造りになっている。大雪に耐えるために柱や梁に骨太な材木を用い、雪の重みを分散させる構造が用いられている。また、梁や扱首などの水平材には強度の強いブナが多用されていることも特徴である。
- ほとんどの民家には、水路の水を利用したカワが設置され、消雪や野菜を洗うなど生活の各場面で利用される。

【修理の方針】

「宗教的建造物」

- 歴史的に貴重な建造物は、伝統的な意匠を継承したものとするなど建造物の価値を損なわないよう現状を維持していくことを基本とする。対象となる建物が多数あるため、各建造物の状況把握に努め、修理をする場合は小菅の整備検討委員会で修理内容等を協議し、建物全体の修理計画のなかで修理を行う。

「民家」

- 高齢化世帯を理由に建造物の維持が困難なケースが増加していることを踏まえ、行政は生活環境や各世帯の現状を把握し、所有者と相談を重ねながら各建造物やカワの本質的価値を守ることを基本とした修理とする。

【建造物の修理・修景基準】

選定範囲内のすべての民家（主屋・土蔵・小屋・カワ）については、景観条例や住民協定などの規制により最低限守るべき事項をまとめた「民家共通の修景基準」を適用し、さらに重要な構成要素である宗教的建造物や民家は、より細部の規制を定めた「重要な構成要素の建造物修理基準」を定め、建物の価値を守っていく。

なお、基準に定めた以外の修理を行う場合は、市教育委員会是有識者等の意見を聞き、修理方法を判断する。

民家共通の修景基準

種別		基 準 内 容		
民家（主屋・土蔵・小屋・カワ）	修景（新築・増築・改築または外観の変更）	位置	道路からの壁面距離は2.0m以上とし、参道沿いの場合は家並みの連続性を考慮した配置とする。 石垣で区画されている箇所では、石垣を活かした配置とする。 隣接地からの壁面後退は3.0m以上とし、隣接地と一定の間隔を保ち、まとまった空間となるようにする。 山並みなど眺望を阻害しない配置とする。特に眺望の対象となる稜線や斜面上部への配置は避ける。 建物の周囲は屋根の方向と積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。 敷地内に樹木や水辺（水路・カワ等）がある場合は、これらを活かした配置とすること。 参道(カイド)沿いの民家は、棟を参道(カイド)に垂直に建てることが望ましい。	飯山市景観計画・小菅の里景観形成住民協定などの基準に従い実施する
		規模・形態	周辺の民家との調和を図り、集落の伝統的な形態・意匠に近いものとなるよう努める。 周囲の景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。 建物の高さは低層（13m以下）を基本とし、沿道の眺望の確保及び隣地との釣り合いを図る。 建ぺい率は60%以下とする。 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないよう、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図る。 屋外階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備などはデザインに配慮し、建築物本体と調和を図る。	
		屋根	屋根は勾配屋根とし、雪を自己の敷地内で処理できる構造とする。 屋根の形状は勾配屋根で適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景の山並みや周囲の建築物等との調和に努めること。 屋根の色は明るい色を避け、できるだけこげ茶色、黒色系とする。	
		外壁	外壁は周囲の環境と調和したものとし、基調色はけばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とする。	
		色彩	照明を設置する場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものは避ける。 光源で動きのあるものは原則避けること。	
		緑化	建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮したうえでできるだけ緑化し、圧迫感・威圧感の軽減に配慮する。 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林や緑地と調和した地域の風土にあったものとする。 眺望を妨げるような樹木の移植等はしないこと。	
◆補助金 修景整備については、まち並修景整備支援事業の補助基準を満たしている場合は、市は工事費の最高4/5以内、100万円を限度に補助金を交付する(補助率と限度額は事業内容により異なる)。【まちづくり課】				

表1 建造物共通の修景基準

重要な構成要素の建造物修理基準

種別		基準内容
宗教的建造物	構造・意匠・材料	構造や寸法等変更することなく、伝統的な意匠を継承したものとする。 古文書、古絵図等の史料や修理履歴の記録等に基づいて修理を行う。 材料は可能な限り既存のものを使用する。 屋根の色は現状と同様の色か史料や類例等に基づいた色とする。 建物の増築や付帯設備の設置は認めないことを基本とする。
◆補助金 修理に伴う補助については、指定文化財等の各種補助金を前提とする。【市民学習支援課】		

種別		基準内容				
		主屋	土蔵	小屋	カワ	
民家（主屋・土蔵・小屋・カワ）	位置	主屋、付属屋(土蔵・小屋)、カワからなる屋敷構えを維持することを基本とし、参道(カイド)沿いの民家は家並みの連続性を考慮した配置を考慮する。				
	構造	現在の形態(木造平屋建て・真壁造り・大壁造り(土蔵に限る))を維持することを基本とし、可能な限り既存材料を使用する。なお、伝統的な形式(下記)で修理することが望ましい。構造補強工事等における工法については、外観に影響を及ぼさない限り制限はしない。 民家の特徴である耐雪のための構造や材料(ブナ・ナラ・スギ等)を維持することを基本とする。 住居内の間取りや外装はむやみに変更しないことを基本とする。 開口部等から見て影響のない範囲は内装等の変更に制限はしない。			タテノボセの棟持柱を持つ小屋及び紙漉きの使用が分かる小屋については、その特徴を維持することを基本とする。	現状維持に努めることを基本とし、現在の位置、水量、流路の変更など本質的価値を変えない範囲の修理とする。
	屋根	現在の形態(寄棟形式・切妻形式)を維持することを基本とし、可能な限り既存材料を使用し、伝統的な形式(下記)で修理することが望ましい。なお、屋根の色は明るい色を避け、できるだけこげ茶色、黒色系とする。 ・茅葺き（トタン被覆を含む） ・瓦葺き ・板葺き ・鉄板葺き				
	外壁	現在の形態を維持することを基本とし、可能な限り既存材料を使用する。なお、伝統的な形式(土壁・被覆も考慮すること)で修理することが望ましい。 〔土壁〕 ・漆喰 ・上塗り ・中塗り ・荒塗り			〔被覆〕 ・下見板張り ・杉皮など	
◆補助金 修理に伴う補助については、重要な構成要素に特定されている建造物の本質的な価値を守ることを目的とした上記基準による修理に対し、市は工事費の1/2以内、500万円を限度に補助金を交付する。【市民学習支援課】						

表2 重要な構成要素の建造物修理基準

民家(重要な構成要素)の修理基準例 (模式図)



〔構 造〕

「木造平屋建て」「真壁造り」「大壁造り(土蔵に限る)」を維持し、可能な限り既存材料を使用する。

〔屋 根〕

「寄棟形式」又は「妻切形式」を維持し、可能な限り既存材料を使用して、下記の形式で修理することが望ましい。

「茅葺き(トタン被覆を含む)」・「瓦葺き」・「板葺き」・「鉄板葺き」
色は明るい色を避け、できるだけこげ茶色または黒色系とする。

〔外 壁〕

現在の形態を維持し、可能な限り既存材料を使用して、下記の形式で修理することが望ましい。

【土壁】「漆喰」・「上塗り」・「中塗り」・「荒塗り」 【被覆】「下見板張り」・「杉皮など」

図 8 民家の修理基準例模式図

(2) 石垣

【文化的景観の価値】

- 急傾斜地において土地を造成している小菅の集落は、法面の保護及び一定の広さを確保するために石垣を築いてきた。また、石垣は中世の頃の小菅山元隆寺の院坊の区割が近世には一般の居住地に転じたものと考えられており、集落内にはいたるところに石垣が造成されている。集落の石垣は、時代に応じて空間の性格や用途を変化させながら継承され、歴史的背景や地形・地質的特性を伝える。

【修理・修景の方針】

- 整備にあたっては調査・研究、学習を進め、石垣の特徴を活かすよう努める。
- セメント等の補強材を使わず石を積み上げる「空石積みの石垣」に誘導するために、空石積みの石垣に近づける修理・修景ほど補助率を上げることとする。現状の「空石積みの石垣」はその維持を基本とする。「練り石積みの石垣」は練り石積みの補強材ができるだけ見えないように、「コンクリート等の擁壁」は石垣風になるよう修景を目指す。

空石積みの石垣 > 練り石積みの石垣 > コンクリート等の擁壁

……「空石積みの石垣」を目指すほど補助率を高くし、石垣の景観維持を図る……

- 「空石積みの石垣」の中でも宗教的建造物が建つ敷地内や奥社参道に広がる遺構群などの石垣（P. 37 図 9）は、大切に残すべき重要な石垣と位置付け、修理する場合は小菅の整備検討委員会で協議をして修理を行う。
- 上記以外の石垣を修理する場合は、積み直す際の石材は既存の石を使用し、不足する場合はその石垣とできるだけ同等の石質のものを使うこととする。また、石垣の勾配や高さを確保するための二段階による積み方など、個々の石垣の特質を踏まえ、その場所の石垣の価値を損ねないようにする。なお、安全管理面や地形、建造物などの状況により、定めた基準に従って修理ができない場合は、市教育委員会是有識者の意見を聞き、修理方法を判断する。
- 崩壊の心配があるがすぐに修理ができない場合は、一時的な崩壊防止策としてジャカゴや支え棒などにより安全対策を施す。なお、その際には景観を阻害しないよう配慮に努める。
- 公共事業などの工事により、コンクリート擁壁やセメント等の補強材を使った石垣を改修する際には、空石積みの石垣にするなど修景に努める。



大聖院の石垣



民家の石垣

【石垣の修理・修景基準】

集落の石垣は年代や積み方等が多種多様であるため、一律に修理・修景基準を定めることは困難である。現状の形態を「空石積みの石垣」、「練り石積みの石垣」、「コンクリート等の擁壁」の3種類に分類し、できる限り空石積みの石垣に近づけることを目標に基準を定めた。

石垣の修理・修景基準

修理前の石垣形態	基準	基準内容	補助対象
		できるだけ上位の基準の適用に努めること	●対象 ▲一部対象 ×不可
空石積みの石垣 (石だけを使って積上げた石垣)	1	可能な限り既設材を使用し、既設の石垣を維持する。 宗教的建造物などの敷地内や各遺構群の石垣が対象＝大聖院跡・護摩堂、三の鳥居周辺、仁王門東側、里宮、菩提院、観音堂、奥社参道南北遺構群、神戸遺構群(※図9参照)	● 1/2以内補助
	2	上記以外で比較的小さい石材を使った石垣は、石材寸法や構造をできるだけ変更しないよう積み直す。	▲ 規模が大きいなどを理由に業者へ発注が必要な場合は1/2以内補助
	3	セメント等の補修材を使い積み直し、石垣の外観を維持する。なお、補強材は表面からできるだけ見えないよう配慮し、空石積み風の外観とする。勾配は変更しない。	● 1/4以内補助
練り石積みの石垣 (セメント等の補修材を使った石垣)	1	セメント等で補修した石垣を空石積みの石垣に改修する。	● 1/2以内補助
	2	セメント等の補修材が表面から丸見えの石垣を、セメント等が表面からできるだけ見えない空石積み風の外観に改修する。	● 1/3以内補助
コンクリート等の擁壁構造物	1	コンクリート擁壁を空石積みの石垣に改修する。	● 1/2以内補助
	2	コンクリート擁壁をセメント等の補修材を表面からできるだけ見えない空石積み風の外観に改修する。	● 1/3以内補助
	3	既設のコンクリート構造の規模・高さ・勾配等周りの景観に配慮し、現代的工法により改修する。	×
◆補助金 修理に伴う補助については、重要な構成要素となっている石垣の景観を守ることを目的とした上記基準による修理に対し、市は工事内容により補助割合を定め、500万円を限度に補助金を交付する。【市民学習支援課】			

表3 石垣の修理・修景基準

セメント等の補強材を使って積み直した石垣【写真例】



空石積み風にして違和感を少なくした積み方



受け継がれてきた石垣の景観を損ねてしまう積み方

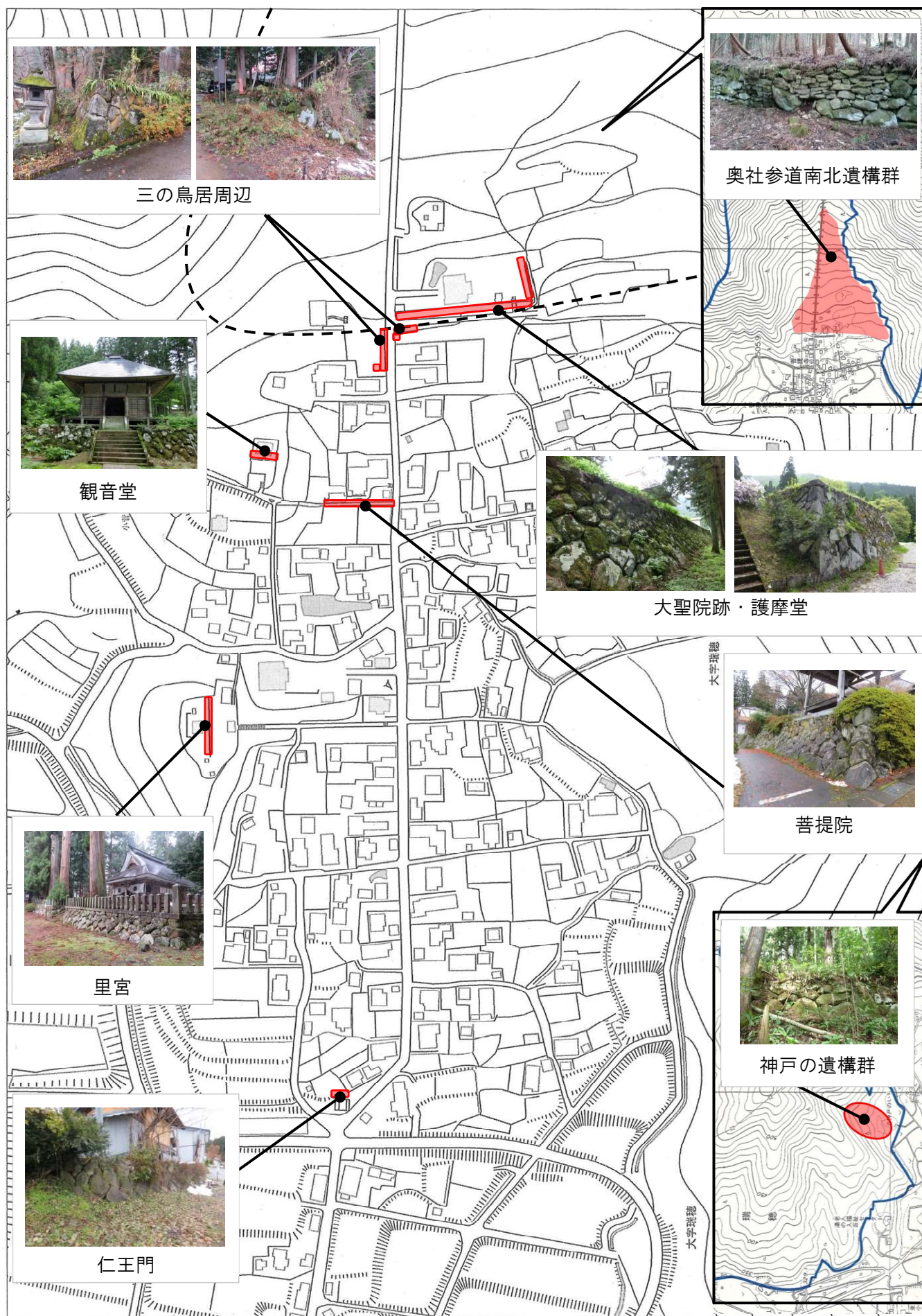


図9 空石積みの石垣基準1の対象となる石垣位置図

（３）水路

【文化的景観の価値】

- 小菅では、断層活動により湧水に恵まれ、山体崩壊が生じた結果、北竜湖などの湛水域が形成された。近世には北竜湖から「ひましめ水路」と呼ばれる用水を引き、現在も灌漑用水として機能している。住民にとって大切な水路として、今日までオテンマなどにより維持されてきた。
- 農地を灌漑するための水系、農地や住宅地を流れる水系、カワとカワをつなぐ水系などが無数に張り巡らされた水路は小菅特有の景観である。

【修理の方針】

- 護岸の石積みの状態、水量、流路等水路としての本来の機能に異常がないか、小菅の用水共有地委員会や住民の日常的な管理のなかでの点検により、異常の早期発見と被害拡大防止に努める。
- 石積みの護岸については、日常的な積み直しなどの修理はできるだけ既存の石を使い、生活に支障が生じないよう速やかに現状復帰に努める。
- 災害や劣化などによる破損や崩落、漏水等が発生した場合は、現状に合わせた復旧を行うものとし、安易にコンクリートの水路に変更しないようにする。ただし、現場の状況や維持管理体制などを理由に現状復旧が困難な場合は、有識者等と修理方法を協議して判断する。

【水路の修理・修景基準】

桂清水水系と大海清水水系は、石積みの護岸が多く残り水量も豊富な小菅集落の代表的な水路である。この二水系の水路とその他の水路に分け、それぞれの修理基準を定める。

なお、石積みの護岸を修理する場合は石垣の修理・修景基準の内容に準じる。



集落を流れる水路

水路の修理・修景基準

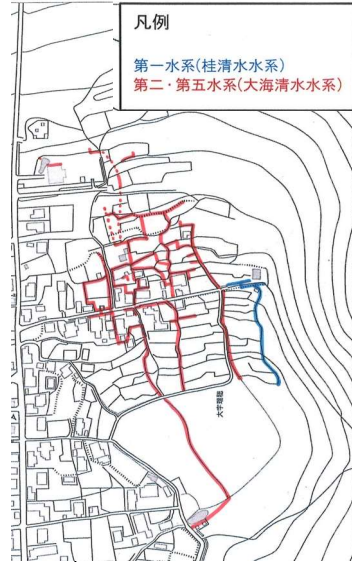
種別	現状	仕様		基準内容
第一水系 (桂清水水系) 第二水系の水路 (大海清水水系)	石積み護岸が残る水路 凡例 第一水系(桂清水水系) 第二・第五水系(大海清水水系) 	護岸	石積み	石垣の修理・修景基準（P.36）の石垣形態「空石積み」又は「練石積み」の基準に準じる。ただし、水量の低下等により生活や耕作に支障が生じる場合は、市と協議し修理方法を決定する。
			土側溝	可能な限り現状復帰を基本とする。なお、水量の低下等により生活や耕作に支障が生じる場合は、必要最小限の範囲で現代工法により修理を行なう。その場合は市と協議する。
			コンクリート	石垣の修理・修景基準（P.36）修理前の石垣形態「コンクリート等の擁壁構造物」の基準に準じる。
			地中のパイプ管等	管の交換による現状復帰を基本とする。なお、管の種類は制限しない。
		形状・流路		可能な限り現状復帰を基本とする。ただし、現状維持では水量の低下等により生活や耕作に支障が生じる場合などは、市と協議の上修理方法を決定する。
その他の水路	石積み護岸が少なくU字溝に改修されている箇所が多い水路	護岸	石積み	可能な限り既存の石を使用した修理が望ましい。ただし、現状復帰が困難な場合は、市と協議し修理方法を決定する。
			土側溝	現状復帰が望ましい。ただし、それが困難な場合は、市と協議し修理方法を決定する。
			コンクリート	石垣の修理・修景基準（P.34）修理前の石垣形態「コンクリート等の擁壁構造物」の基準に準じる。
			地中のパイプ管等	管の交換による現状復帰を基本とする。なお、管の種類は制限しない。
		形状・流路		生活に影響が生じない範囲の水量の増減や流路を変えないなど、生活や耕作のために水路を守ることを基本とした修理とする。また、周囲の景観と違和感のないよう配慮する。
◆補助金 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度どの活用【農林課】、文化財保護事業【市民学習支援課】				

表4 水路の修理・修景基準

（４）その他の保存のための計画

建造物・石垣・水路以外の保存については、少子高齢化により集落の維持管理が困難になっている現状を踏まえ、住民の意見や今後想定される課題を見据えながら本質的価値を守るための検討ができるよう整備計画を示した。

【オカリヤ】

- 江戸時代は御共所、明治時代は神饌所として使われてきたとされる建物で、現在は材置場となっている。建造年は幕末の頃と考えられ、建物全体に老朽化に伴う傷みがみられる。短期整備のなかで建築調査と調査に基づく修理内容を検討し、修理を行う。

また、建物入口にあるトイレは老朽化により現在使用できない。トイレの設置については、奥社本殿での作業及び祭りの時や、来訪者に対しての必要性も住民から指摘されている。今後、衛生面の確保や自然環境への配慮、維持管理方法など地元や有識者等関係者と協議し、修理に向けた検討に基づいて整備を行う。



オカリヤに設置されているトイレ

【護摩堂(県宝)】

- 寛延３年（1750）に建築されたと伝えられ、小菅神社の神事の際の重要な場所として使われている。建物の傷みは激しく、西側に傾きが生じ、建物全体にゆがみが見られる。外部は北西側の柱脚の折れや腐朽、向拝部分の欠落や欠損がある。内法上部や正面向拝部分に張られているカラー鉄板に違和感があり、内部は天井の梁の傷みや床等に傷みがあって、大規模な修理が必要となる。建築調査を基に、小菅の整備検討委員会において住民の意向を踏まえながら、短期整備のなかで修理方法を検討して修理を行う。

【里宮参道と周辺の石造文化財群】

- 里宮参道の石段は 66 段あり、柱松行事の際には、神輿を担いでこの石段を下りる神輿渡御が行われる。石段の傾斜は急で滑りやすく大変危険であるため、石段がはずれていないか等点検を行い、長期整備のなかで修理が必要と判断した場合は修理内容の検討に基づき修理し、安全確保に努める。

【二の鳥居】

- 鳥居に積もる雪下ろしは業者に依頼するため、大雪の年は地元の維持経費の負担が大きい。近代的な融雪システムなどを使うことで安全かつ軽コストの管理方法が可能か、短期整備で検討し、検討に基づき中期整備のなかで整備を行う。

【仁王門(県宝)】

- 17 世紀後半の建築様式が見られることから元禄期の建築とされている。仁王門に安置されている仁王像は、長年修理等は行われておらず、一部を針金で支えているような状態である。中期整備のなかで仁王像の価値を検証しながら修理の検討を行い、その修理方針に基づき修理を行う。



傷みが激しい仁王像

【里宮】

- 万治3年（1660）に飯山城主の松平忠俱氏によって改修されたと伝えられ、現在の建物は江戸時代中期ごろのものと推測される柱等も確認できる。建築年数からも建物の調査を行い、短期整備で修理内容を検討し、修理の必要が生じた場合は検討方針を基に中期整備のなかで修理を行う。

【御旅所】

- 建物には壁がなく、柱や床が風雨にさらされていることから定期的な修理が必要とされる。定期的な点検を行いながら、修理の必要が生じた場合は、修理方法に基づき中期整備を目途に修理を行う。

【山林・里山・奥社参道等の植生環境の整備】

- かつてはカタクリの群生等の豊かな植生が多く見られた。特定の一部の場所を定め、定期的に間伐や枝打ち、刈り払い等の整備を行いながら、豊かな植生を取り戻すための取り組みを目指す。
- 奥社参道の杉並木の樹齢は推定 300 年とされ、県の天然記念物に指定されている。有識者の意見を聞きながら適正な間伐や枝打ち等の環境整備を行う。

【史料調査】

- 宗教的建造物内や民家に残されている史料や民俗資料などの調査を短期計画のなかで実施し、歴史の解明とともに史料の散逸を防ぐ。

【奥社参道南遺構群・奥社参道北遺構群・神戸の遺構群】

- 旧大聖院跡から奥社に向かう参道の両脇や、神戸のイチョウの北側の山中には石垣と平場で造成された遺構が見つかっている。小菅の歴史を解明していく上でも重要な遺構と考えられることから、短期整備で石垣の調査方法を検討し記録調査を実施する。中期整備で専門検討委員会を立ち上げ、遺構測量・発掘調査・樹木の樹種等の調査内容の検討と調査を実施し、長期整備で調査結果に基づき保存及び活用方針を定め整備を行う。



参道南遺構群の石垣

【奥社本殿への車道等の整備】

- 現在、奥社本殿で行なわれる神事や施設の維持管理のために、氏子総代会など 60 歳以上の集落の関係役員が約 1 時間歩いて山道を登らなくてはならず、荷物があれば全て自力で運搬することになる。高齢化や人口減少が進むなか、いつまでもこの体制を維持していくのは困難であることが予想され、将来に向け、集落の現状の中で建物を守っていくにはどうすべきか考えていかなければならない。まず外部支援等の協力を求めるなどいろいろな方法が考えられるが、車道やケーブルの設置についての要望の声が住民からあがっている。奥社本殿に向かう途中には、参道や山林に広がる遺構群など貴重な重要構成要素がある。それらをはじめ周辺の景観、自然環境などにできるだけ影響がでないことを条件としたルートなら認めるなど、奥社本殿を守り続けるための整備として小菅の整備検討委員会で検討できるものとする。



奥社本殿の雪囲い外し作業

2 モニタリング計画

集落の社会状況や活動状況、重要な構成要素の現状、整備計画の進捗状況、植生や植物の把握についてモニタリング調査を実施し、現状の把握に努める。

重要な構成要素の所有者や管理者など、住民とできる限り顔を合わせながら対話を行い、対象物の現状確認や維持管理の課題などの実態の把握に心がける。そして、皆で文化財の価値について、理解を深めるとともに元気な地域づくりや課題等の早期解決につなげる。

モニタリングの視点

1. 訪問調査により構成要素の対象物や空き家・高齢者世帯の現状確認、修理希望や困っていることなど住民意識の把握に努め、問題解決につなげる。
2. 山林・里山の植生や病虫害等の状況を把握し、環境の保護につなげる。
3. 来訪者の状況の把握に基づいた、適切な修景や受け入れ態勢などの環境整備によって「心に残る」景観地を目指す。
4. モニタリング結果について、必要に応じて国・県・市関係部署・住民他関係者と共有及び連携を図り、地域の活性化や課題等の早期解決につなげる。

区分	調査内容	指 標	実施時期	反 映
社会状況	住民への聞き込みや基本台帳等により集落内の人口や世帯状況を把握する	人口・世帯数	毎年4月	空き家の増加及び廃屋の防止につなげる
		高齢者の世帯数	毎年 9月～10月	
		空き家の世帯数		
重要構成要素の状況	重要な構成要素の所有者や管理者に訪問調査等を実施し、現状や修理予定、課題等を把握する	対象物の現状	毎年 9月～10月	現状の課題に対し必要に応じて助言や指導を行ったり、現状変更届や補助金申請等の適正な手続きの処理につなげる。また、維持管理等の課題に対し外部からの協力体制の可能性を見出す。
		対象物に対する所有者の意識		
		修理計画		
	特定の調査枠を設けて定点観測を行い、植生群落を調査する	植生の特徴や変化	毎年8月	植生の変化など調査記録を基に環境整備の検討につなげる
	ドローンを用いた空撮により森林の各種被害や災害等の状況を把握する	森林病虫害	隔年8月	被害に対する復旧対応や間伐・枝打ち・刈り払い等の環境整備を行い、植生の景観や維持管理につなげる
		風倒被害		
土砂災害				
交流活動等の状況	聞き取りにより小菅で開催された学習会やイベントに対する住民の意識調査を行い、どのような影響があるのか把握する	イベント等の開催内容	随時	住民や地域が前向きに参加できるよう、必要に応じ内容の検討につなげる
		住民の反応や意識		
	来訪者について、地元・関係機関への聞き取りや意見箱を設置して、状況を把握する	来訪者の年齢層・性別の傾向	随時	駐車場やトイレ等の設備、情報提供の充実、散策コース等の整備など来訪者の受け入れ態勢の向上につなげる
		外国人来訪者の傾向（国名、数）		
		人気の場所		
		来訪者の要望		
		駐車場の混雑状況		
		大型バスでの来訪状況		
	地元案内人の活動状況を把握する	案内人や講師等の人数	毎年12月	利用状況の傾向や統計を基に、案内人や体験学習の講師など様々な形で大勢の住民が交流に関われるよう検討材料とする
		案内人等の対応件数		

表5 モニタリングの項目と調査内容

第7章 活用に関する計画

小菅の魅力あふれる自然、歴史、文化等の豊かな文化遺産を住民と来訪者のつなぎ役とし、外部との交流を深め小菅ファンや支援者などのネットワークを広げていく。また、この地域が注目されることで、住民の「誇り」と「郷土愛」を高め、活気ある集落を取り戻す。

受け入れ体制や環境が整わないうちに、観光地としてむやみに来訪者を集めるなど計画性のない安易な整備は、駐車場のトラブル・騒音・ごみの投棄・私有地への無断侵入など、住民や景観に悪影響を及ぼす危険性がある。住民が暮らしにくくならないよう、住民と慎重に検討を重ねながら、受け入れ体制の整備を進めていくことが重要である。

また、現在は冬期間の来訪者は少ないが、冬の小菅の景観の美しさを活かし、来訪者の冬期間の受け入れ体制や、今後増加が予想される外国人観光客にも対応できるインバウンド対策などについての検討も含めながら整備に活かしていく。

1 回遊・動線に関する計画

小菅の集落内に散策モデルコースを定める。コースは一般来訪者が集落内を自由に歩いて回れる一般コースと、ガイド付きコースの2つを基本コース例として定めた。

ガイド付きコースについては、申込者の目的や時間などそれぞれのニーズに応じて、集落の玄関口である仁王門からのスタート、奥社本殿への参拝、北竜湖方面、神戸のイチョウ方面など自由にコースを設定し案内ができるようにする。

各コースの整備については、来訪者の反応を見ながらコースの見直し、コース内の重要な構成要素の整備、案内サインや説明看板の内容の見直しや新たな設置、休憩場所の整備、おみやげ販売場所の設置、バリアフリー化の環境整備などを検討しながら順次整備を進める。

また、モデルコースを住民と共有することで、住民ひとり一人の美化意識や郷土への誇りにつながり、景観の維持に期待ができる。



住民による散策ガイド

【ガイド付き基本コースでの歩き方のイメージ】

- 観光交流施設での交流、情報収集、おみやげの購入
- 里社、講堂、観音堂、菩提院、護摩堂、大聖院跡などの宗教的建造物や史跡の見学
- 講堂や文化財収蔵庫の展示物の見学
- カイドを中心に展開した集落の歴史や西方に望む妙高山の絶景
- 風土や信仰の歴史などによって形成された民家と暮らしの特徴
- 石垣で区割りされた棚田の脇に腰をおろし、妙高山や斑尾山など遠方を眺めながら小休止
- 石積みの護岸が残る水路や石垣の景観
- 大海清水水系の自然水で冷やした飲み物のサービスなどの楽しみ

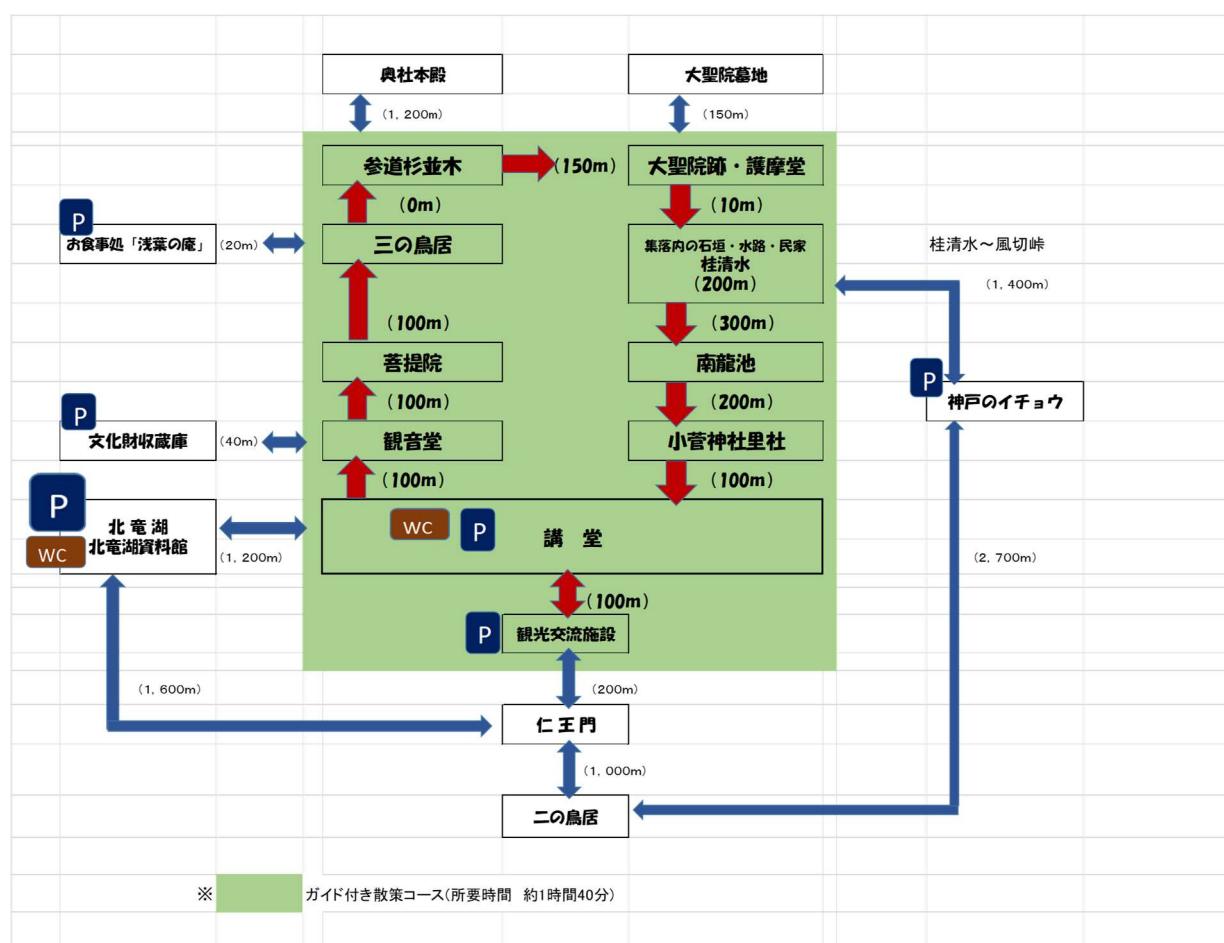


図 10 散策モデルコース



図 11 散策モデルコースと拠点施設

2 施設に関する計画

重要な構成要素のうち空き家になっている民家を、観光交流施設やガイダンス施設、イベント開催施設などとして活用したり、移住者の促進に取り組みながら空き家の廃屋化を防ぐ。なお、駐車場やトイレなどの便益施設は今後の来訪者の動きや住民の意見などを聞き、さまざまな状況に対応した整備を進める。

【旧吉原^{かずし}和司家】住民と来訪者の交流機能を備えた観光交流の拠点施設として活用

江戸時代後期に建てられ、伝統的な造りの特徴を残している空き家の民家を、市が観光交流の拠点施設としての活用を目的に平成 29 年度に購入した。市の窓口は商工観光課が行い、平成 30 年度開設に向け以下の機能を備えた施設として整備を進める。

なお、運営にあたっては地域住民が関わることのできる工夫や地域経済へ寄与するような運用を継続的に検討しながら、実行に移していく。

- 地元住民とのふれあいを大切にした交流・体験型ツアーサービスの提供
- 重要文化的景観のプロモーションビデオの上映や説明パンフレット等を設置し、来訪者への情報提供
- 古民家の特徴を活かした一棟貸型の宿泊施設
- 住民同士がお茶のみの場として気軽に集まれる拠り所
- 地元で生産した野菜や加工品、手作りの工芸品などをおみやげとして販売



整備前の観光交流施設の内部。茶の間には囲炉裏が設えられている

- 小菅の暮らしの特徴を示すカワなど敷地全体の活用
- かつて祭りの際に開かれた市などの文化を伝える工夫
- 住民が所有している民具や古布などの小菅の民俗文化の展示
- 外国人観光客にも対応できるインバウンド対策を進める。
- 住民や来訪者が自由に感想や意見などを伝えられるような意見箱を設置する。
- 小菅の暮らし方について研究・学びを続け、活用や普及啓発につなげる。



敷地内にある土蔵やカワの活用

【恒常的な重要文化的景観のガイダンス施設】

- 重要文化的景観の価値を発信する施設とする。
- カイド沿いの伝統的な民家で空き家のものを活用する。

【講習会やイベントを行なう施設】

- 空き家を活用する。
- カイド沿い、回遊ルート沿いの伝統的な主屋で空き家のものの整備を優先的に進める。
- 住民が所有している民具（箱膳等）を使って郷土食を提供するイベントの実施
- 小菅ブランドの米やそばなどを作って郷土料理の提供や食材の販売
- かつて小菅の生業であった紙漉きなどを体験できる企画

【宿泊施設やグループホームとしての施設】

- 空き家を活用する。
- カイド沿い、回遊ルート沿いの伝統的な主屋で空き家のものの整備を優先的に進める。
- 将来的に宿泊施設やグループホームとして活用できるよう、試験的に共同生活をしてみるなど、観光・福祉関係機関と連携を図り実現化を進める。

【移住者への提供】

- 将来住む予定のない空き家は、市教育委員会が移住定住推進課と連携し、親族等関係者に「空き家バンク制度」を紹介するなど、移住者の促進と廃屋化を防ぐ。
- 研究フィールドとして大学生や研究者などへ小菅での宿泊所を提供
- 小菅の静かな環境や豊かな自然・文化に対する理解者の積極的な受け入れ

【小菅農業生活改善センター】

- 住民が会議、学習会、イベント等を行う総合コミュニティ施設として今までどおりの活用のほか、将来的に共同で食事や漬物を作る場として利用するなど、高齢化に対応した施設として研究を進める。



小菅農業生活改善センターは、住民の大切な寄合の場となっている

【修験の里 文化財収蔵庫】

- 展示の充実を図り、短期整備のなかで現地学習の見学施設として有効に活用する。
- 保管してある資料を研究者や学生などに閲覧提供しやすいよう、資料の整理と受入れ体制を整える。

【駐車場】

- 普通車両は、集落内にある4か所の既存の駐車場を利用する（P. 47 図 11）。
- 大型バスは、講堂の裏側を駐車場とし、村内の景観を保つ。

【公共トイレ】

- 講堂裏にある既存の公衆トイレを利用する（P. 47 図 11）。

3 重要な構成要素に関する計画

継続的な学習会等を通し、住民自らが小菅の価値を理解することで、資源の価値を活かした整備につなげる。

【カワ・水路の活用】

カワは住民の生活に密接しているもので、年間を通して生活・生業に活用され、来訪者に風土と暮らしの様子を示すことのできる重要な構成要素である。

- 夏はジュースや新鮮なトマトやキュウリといった地元産の農作物をカワに浮かべ、来訪者に販売等のサービスをする。そのため衛生面、設置場所、日常管理などの運営体制を整理しながら整備を進める。
- 冬は消雪機能を持つカワを利用した雪片付けなど体験ツアー等を行ない、高齢者世帯の役に立つようなイベントとして活用する。



カワを利用して野菜を洗う住民

【奥社参道の整備】

- 小菅集落から奥社本殿は徒歩1時間ほどの山道であるが、周りの樹木によって遠方を見渡せる景色がほとんどないため、短期整備で参道の途中に疲れを癒せるようなビューポイントを設定する。また、落石の危険がないか等、歩道の点検・整備を行い安全に歩けるよう整備する。樹木を伐採する場合は、有識者の指導により適切に実施する。

【御旅所の活用】

- 住民が祭り用のわら草履を作るための作業場所として、集落内外の人たちも気軽に見たり参加できるようなオープンな活用を行い、交流の場づくりにつなげる。

【学習会等の開催】

現在、小菅区独自または市が小菅を学ぶ学習会等を開催しているが、引き続き多くの市民に「小菅の魅力」を理解してもらうため、継続して学習会を開催し、より知識を深め文化遺産の継承と郷土愛を育てる。

- 奥社参道の遺構群・神戸の遺構群
専門検討委員会を設置し、遺構測量・発掘調査・



専門家によるガイド

樹木の樹種等調査内容を定め、その検討方針を基に遺構群の見学会等の活用に向けた整備を進める。

- 古道
小菅集落と隣接集落を結ぶ風切峠、神戸道、前坂道の古道の草刈り等の整備を行い、現地学習会を実施する。
- 石工による石積み修理の技術講習会
石垣の積み直しができる人材を育成し、将来的には小菅から石工職人を育てる仕組みを構築できるよう継続的な講習会を実施する。
- 重要文化的景観、集落の歴史や暮らしなどの特徴を学ぶ学習会の開催

【小菅集落周辺のスポットめぐり】

重要文化的景観の選定範囲内には、小菅への南の玄関口である神戸区にある「神戸のイチョウ」、西の玄関口である関沢区に建つ「小菅神社二の鳥居」、北方の「北竜湖」周辺には、郷土の文化を紹介する資料館（右写真）やレジャー施設が点在し、また自然の景観も楽しめるなどたくさんのお見どころスポットがある。

- 小菅集落周辺の様々な見どころを活用した学習会やツアーなどを短期整備で実施し、それぞれの魅力を紹介する。



北竜湖資料館

【南龍池跡の葦の活用】

有効な活用を図るため、短期整備で活用方法について検討し、荒廃防止につなげる。

- 毎年6月30日に開催される「小菅神社大祓」の茅の輪の材料として利用する。
- 葦簀(よしず)や簾(すだれ)などの加工品を作る研究
- 細かく刻んで堆肥にしたり、歩道に敷くなど有効活用の研究

【カイドの無電柱化】

集落の中心を貫く参道（カイド）の西方向に妙高山を望むことができる。妙高山は小菅集落から西方に位置しており、カイドを中心とした小菅の集落は、西方浄土を意識して計画的に造られた宗教都市を感じさせる。この景観は来訪者に感動を与え、撮影スポットとして人気が高い。しかし、カイドに沿って電柱が建ち並び、電線が何本も横切って景観を阻害している。

- 短期整備で電柱の移動や地中化等の検討を実施し、検討に基づき長期整備で修景整備を行う。

【イベントによるPR】

- 飯山市では毎年約 2,000 人規模の北信州ハーフマラソン大会が開催される。平成 29 年度は北竜湖から小菅集落内を走るコースが設定され、市外から大勢のランナーが参加した。このようなイベントを通し、幅広く PR を図る。
- 市公民館が主催する市成人式の前日に「二十歳になった思い出」として小菅神社奥社に登る取り組みを行っている。市民が郷土の誇れる宝物を再認識する機会となる取り組みを推進する。



市外からも多くのランナーが参加する
北信州ハーフマラソン

【山林・里山、奥社参道】

- 奥社参道やその山中はセラピーロードとして、また、周りの豊かな自然は森林浴として癒しの空間の場所として活用する。

4 情報発信・プロモーションに関する計画

【情報発信・プロモーション】

- 信州いいやま観光局など関係組織と連携しながら短期整備で地元のガイド人の育成に取り組み、観光交流施設を中心に案内サービスの向上につなげる。
- おみやげの開発と商品化を短期整備で実施する。例えば、小菅神社に関するお守りや奥社に登る杖、小菅山の天然水、米やそば、干し柿などの地域食材やわら細工、伝統工芸品の内山紙で作った御朱印帳やハガキなどのおみやげが考えられる。こうした住民が集まり知恵を出し合う場は、コミュニティの場にもなり、地域の活性化にも期待できる。
- SNS 等の情報発信ツールを積極的に活用し、小菅の日々変化する感動的な風景や、地元の行事やイベント等の情報を観光交流施設や行政機関などから発信する。魅力を伝えることで小菅ファンや理解者を増やし、小菅を支える体制作りにつなげる。
- 「小菅の里及び小菅山の文化的景観」のプロモーションビデオを観光交流施設や学習会など様々な場所で活用する。
- 案内サインや説明看板の設置は必要最小限とするが、説明内容の見直しや新たに設置する場合は、外国人観光客の状況を見ながら多言語の標記についても検討し対応する。
- 重要文化的景観の普及・啓発を目的に、全国で統一したフレームを使用した重要文化的景観のエンブレムの作成を計画している。住民の意見を聞きながら小菅を象徴した愛着のあるデザインを作成し、来訪記念スタンプなど有効に活用を図る。



民家の軒先に吊るされた干し柿

5 その他の活用に関する計画

【高齢者や障害者への対応】

- 高齢者や障害者のためのバリアフリー化は、高齢化が進む地域のなかで安心して住み続けられるための環境整備であり、来訪者のサービス向上にもつながるものとして必要なことである。整備の必要が生じた場合には、地形条件等適さない場所もあるため、設置場所を見極め、その場所の価値を損ねたり周りの景観と違和感が生じないように配慮したものとする。

【その他】

- 重要な構成要素以外で、倒壊の危険や景観の障害となっている「特定空き家」（特定空き家とは「空き家対策の推進に関する特措法」において、倒壊の危険など放置することが不適切な家屋）など活用できない建物等については、速やかに除去できるよう制度の推進を図り、環境整備につなげる。
- 北陸新幹線飯山駅を中心とした2次交通網の拡充を目指し、住民の暮らしや来訪者の利便性の向上につなげる。

6 広域的な活用に関する計画

2015 年、北陸新幹線の開通により長野県奥信濃の玄関口となる飯山駅が開業した。飯山駅を中心とした信越9市町村（飯山市、中野市、妙高市、山ノ内町、信濃町、木島平村、野沢温泉村、栄村）は豊かな自然と伝統文化を色濃く残す信越エリアとして、共同で「信越自然郷」と銘打ち、連携を図ってその魅力を内外にPRしているところである。近隣市町村のそれぞれ豊かな自然や地域文化といった資源をめぐるツアーを実施するなど、広域的な視点から重要文化的景観を活用していく。

ただし、「小菅の里及び小菅山の文化的景観」は、住民の暮らしのなかで形成されてきた景観である。そのため、やみくもに観光客を集めるのではなく、観光客を受け入れるためには住民の理解と協力が不可欠であり、住民の暮らしに配慮したものでなくてはならない。また、観光客のための整備によって景観を損ねてはならない。来訪者には小菅ファンとして何度も訪れたくなるような「小菅の里及び小菅山の文化的景観」を目指し、受け入れ態勢の整備につなげていくことが大切である。

第8章 現状変更行為と届出

1 現状変更行為と届出

(1) 現状変更の取り扱い基準と届出フロー図

重要文化的景観の構成要素について、消滅またはき損（文化財保護法第136条）および現状変更（法第139条）がある場合には、所有者または管理者は事前に市教育委員会と協議を行ない、飯山市は文化庁長官あてに届出を行なうものとする。

届出対象行為および期間を以下に示す。

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失	焼失、流失等により滅失した場合	所有者又は占有者は、滅失を知った日から10日以内に文化庁長官へ届け出る
き損	災害等により大きく破損した場合	所有者又は占有者は、き損を知った日から10日以内に文化庁長官へ届け出る
現状変更	重要な構成要素の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為 (詳細は56ページ届出対象行為早見表を参照)	左記の行為をしようとする者は、実施しようとする30日前までに文化庁長官へ届け出る

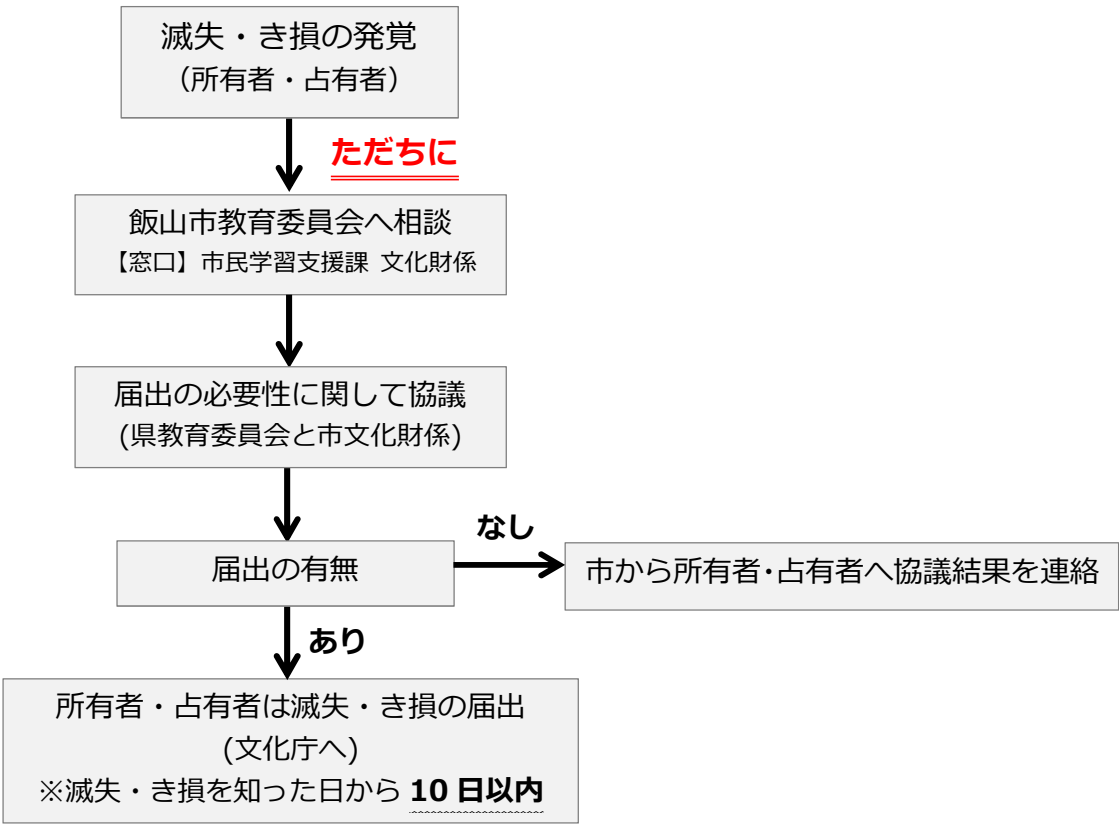


図 12 滅失・き損の場合の届出フロー図

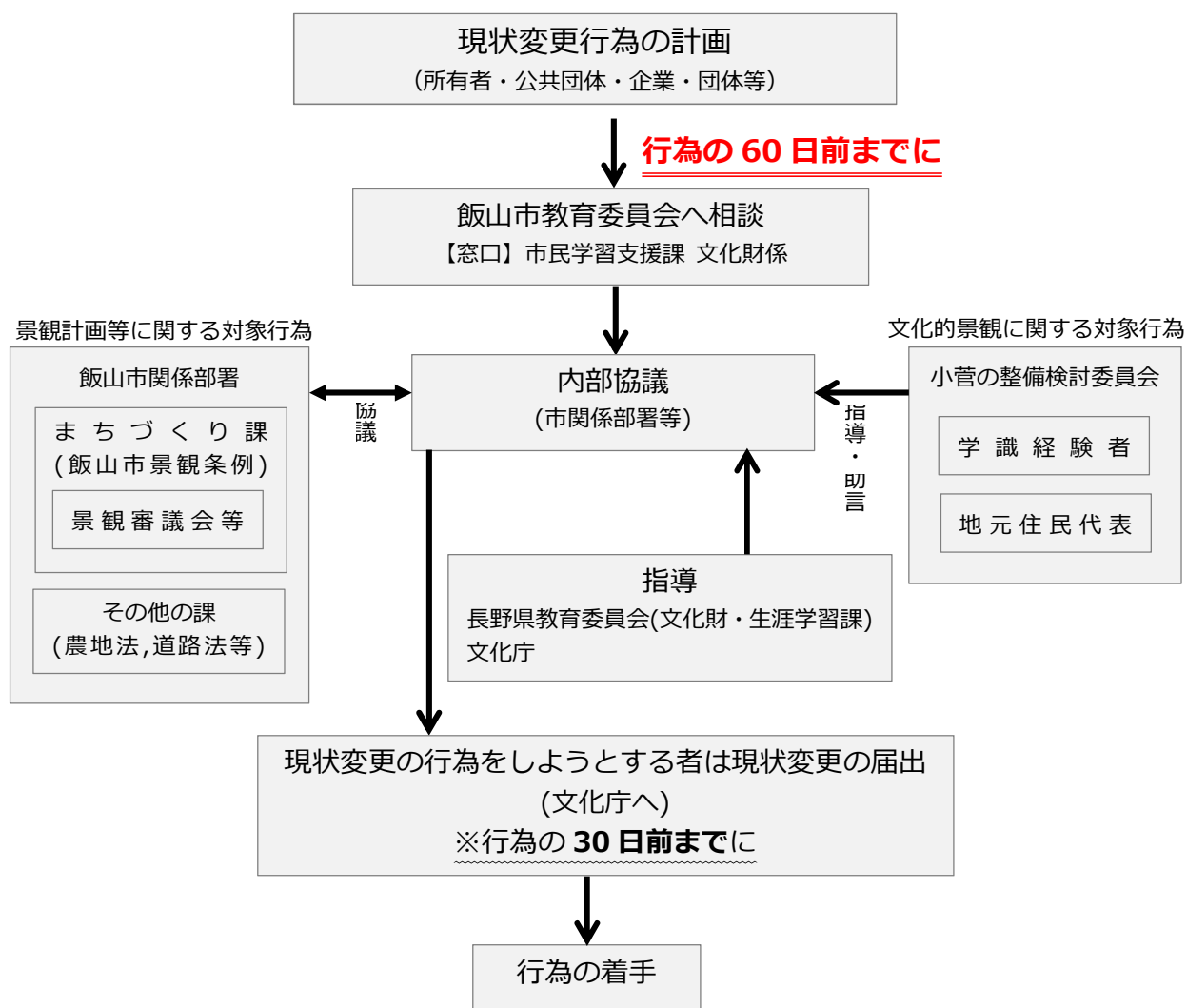


図 13 現状変更の場合の届出フロー図

(2) 届出対象行為早見表

対象物		文化的景観に係る現状変更行為		基準や制限による必要な主な届出・許可等
		※重要な構成要素の除去は原則認めない	文化庁届出	
建築物	宗教的建物【重要な構成要素】	・外観の形状や色など原状を変更する行為(日常的維持のための軽微な修理等は除く)	●	・重要な構成要素の建築物修理基準(P.32) ・新築、増改築、移転 ⇒ 景観条例、住民協定他 ・指定文化財の建造物は、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為⇒文化財保護法、文化財保護条例 ・新築、改築等の床面積20㎡以上又は高さが13m以上⇒景観条例 ・外観の変更等25㎡以上⇒景観条例 ・公衆の目を引くための建造物3㎡以上⇒景観条例 ・小菅山に一定基準以上の建築物等を建てる⇒県自然環境保護条例
	主屋・土蔵・小屋【重要な構成要素】		●	
	その他	・新築、増改築、移転、設置や移設等により文化的景観の保存に影響が及ぶ場合	●	
工作物	石垣【重要な構成要素】	形状の変更を伴う整備や修理	●	石垣の修理・修景基準(P.36)
	水路、池【重要な構成要素】	水系や形状の変更を伴う整備や修理	●	・水路の修理・修景基準(P.39) ・水の保全⇒住民協定
	カワ【重要な構成要素】		●	
	石造物【重要な構成要素】	移転、形状の変更行為	●	
	墓地【重要な構成要素】		●	
	車庫、貯蔵施設等			新設・増築・改築・修繕等の築造面積が20㎡以上⇒景観条例
	電気供給・通信等施設	(注)カイド沿いや重要な構成要素の敷地内において、設置や移設等の行為により文化的景観の保存に影響が及ぶ場合は届出が必要		新設・移転・模様替え等の高さ8m以上又は築造面積が20㎡以上⇒景観条例
	屋外広告物			設置の場所・規模・色彩等⇒住民協定の規制
	自動販売機			設置は極力避ける⇒文化的景観形成基準
	その他			新設・増築・改築・等の高さが5m以上⇒景観条例
農地	耕作地【重要な構成要素】	農地形状の変更、転用行為	●	・農地の転用や権利移動の行為⇒農地法 ・宅地の造成や・工作物の新築等⇒農振法
	その他	農地形状の変更により文化的景観の保存に影響が及ぶ場合	●	
道	古道【重要な構成要素】	形状の変更	●	・道路の景観美化⇒住民協定 ・道路占用許可⇒道路法
	カイド【重要な構成要素】		●	
	その他	新設、除去、線形ルートの変更	●	
自然	天然記念物【重要な構成要素】	文化財保護条例により現状変更の手續きが必要な行為	●	現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為⇒文化財保護条例(天然記念物)
	山林【重要な構成要素】	文化的景観の保存に影響を及ぼす行為	●	・鳥獣保護地区における建造物や工作物の設置⇒鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・小菅山に一定基準以上の建築物等を建てる⇒県自然環境保護条例 ・保安林や地域森林計画地の立木伐採や開発行為⇒森林法
	史跡【重要な構成要素】		●	現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為⇒文化財保護条例(史跡)
	庭木等植物【重要な構成要素】		●	・緑化の推進⇒景観条例、住民協定 ・鳥獣保護地区における建造物や工作物の設置⇒鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
	その他		●	
その他	土石の採取、土地の形質の変更、土砂等の堆積等	文化的景観の保存に影響を及ぼす行為	●	場所、規模、形態、色彩などは等各法令、規制、基準等⇒景観法、市景観条例、道路法、農地法、森林法、県自然環境保全条例、市自然保護条例、小菅の里景観形成住民協定、小菅の文化的景観形成基準他

※規制等の詳細は「保存計画」251頁からを参照

※日常的な維持管理に伴う変更は届出を不要とするが、判断が出来ない場合は市の文化財係が窓口となり助言・指導する。

表 6 届出対象行為早見表

第9章 地域活動支援に関する計画

1 住民の活動支援に関する計画

人口減少や少子高齢化が進むなか、柱松行事といった伝統的な祭りの継続や建造物・石垣・水路など小菅の特徴ある景観を維持していくことが困難になってきており、このまま何もしなければ技術の継承はもちろん、人手不足は深刻となり、集落自体の存続の問題にもなりかねない。地域住民や次世代の担い手とともに小菅の文化的景観の保存や地域の活性化につなげるために、住民の暮らし・建物等の維持管理・祭り等の活動に対し、各専門分野の有識者、小菅ファンや理解者、各関係機関や行政の各部署等のさまざまな形で支援が求められる。

支援の実施にあたっては、現在行われている集落の各活動や自主的なアイデアを活かしながら、「小菅ノ庄友の会」や「ふるさと館友の会」などの組織、小菅ファンや一般ボランティアなどが協働して実施できるようにする。また、奥社本殿の雪下ろしや護摩堂・講堂の清掃など管理作業のオテンマを体験やボランティア活動として実施し、その特典として普段公開していない宗教的建造物の内部や美術品を見学できる企画などを開催しながら文化遺産を守り住民を支えていけるよう体制作りを行う。

各専門の有識者、関係機関や行政の担当部署、住民それぞれの役割を明確にし、広く連携を図りながら集落の存続を目的とした支援体制を進める。住民の元気を引き出し、「小菅の里及び小菅山の文化的景観」を継承につなげる。また、情報社会が進むなか、市や地域でホームページなどを有効に活用し、小菅の取り組みや自然の魅力などを効果的に発信することで、小菅への関心を集め小菅ファンを増やしながら支援の輪を広めていく。



周辺集落の協力を得ながら住民の総力によって3年に一度開催される柱松行事



役割分担に従い、柱松行事の準備を行う



雪下ろしは家を守るための大仕事

2 住民の活動支援と支援体制

項 目	課 題	支 援 内 容【支援窓口】
文化財等の維持	祭りの後継者確保	・ 情報発信などの呼びかけによる協力者の確保【市教委、地区活性化センター】
	建造物等維持の負担軽減	・ 修理等に対する補助などの支援【市教委】
オテンマ作業	高齢化に伴う制度の存続対策	・ 小菅出身者で組織する小菅ノ庄友の会や小菅神社奉賛会の支援の継続と新たな支援者の拡充【各関係組織】
		・ ふるさと館友の会や学校などによる清掃作業等のボランティアの継続と新たな支援者の拡充【各関係組織】
石垣・水路の維持	維持対策	・ 石工による石垣の積み方の講習会を開催し、人材育成を図る【市教委】
		・ 中山間地域等直接支払制度や多目的機能支払制度の補助【農林課】、文化財保護に対する補助【市教委】
空き家	空き家の対応	・ 空き家バンクの活用、特定家屋の対応【移住定住推進課、危機管理防災課】 空き家活用の研究【市教委、商工観光課】
	廃屋等の撤去に伴う修景	・ 景観整備事業に対する補助【まちづくり課】
耕作放棄地	放棄地の拡大防止対策・後継者の確保	・ 放棄地を生かし、現行のそば作りをブランド化【信州いいやま観光局、商工観光課、市教委】
		・ 耕起、代掻き、草取りなど機械作業の組織化【地元関係組織、農林課】
		・ 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の相談窓口【農林課】
少子高齢化	高齢者世帯の対策	・ 気軽に寄り合える場所の整備【商工観光課、市教委】
		・ 除雪・集落サロン・買い物など身の回りの福祉支援の提供【保健福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、近隣商店】 乗り合いタクシー【企画財政課】、
その他	地域の活性化対策	・ 地元案内人の活動による生きがいがづくり【信州いいやま観光局、商工観光課、市教委】
		・ 住民が気軽に集まり、来訪者や住民間との交流の場所づくり【商工観光課、市教委】
		・ 土産品の開発や販売の促進【信州いいやま観光局、商工観光課】
		・ イベントや学習会などの開催を通じた交流と活気づくり【市教委他】
		・ ガイド付き散策や森林セラピー、郷土料理を食べるなどのツアーやイベントの開催協力【信州いいやま観光局、商工観光課、広域観光推進室】
	修景の促進	・ 修景等の景観整備に対する補助【まちづくり課】

表 7 住民への支援体制

3 推進体制

保全・活用およびそのための整備を適切に進めるには、地域住民自らが主体となり取り組むことが重要である。行政は専門家の助言や指導を受けながら住民を支えていく体制を築き事業に取り組む。

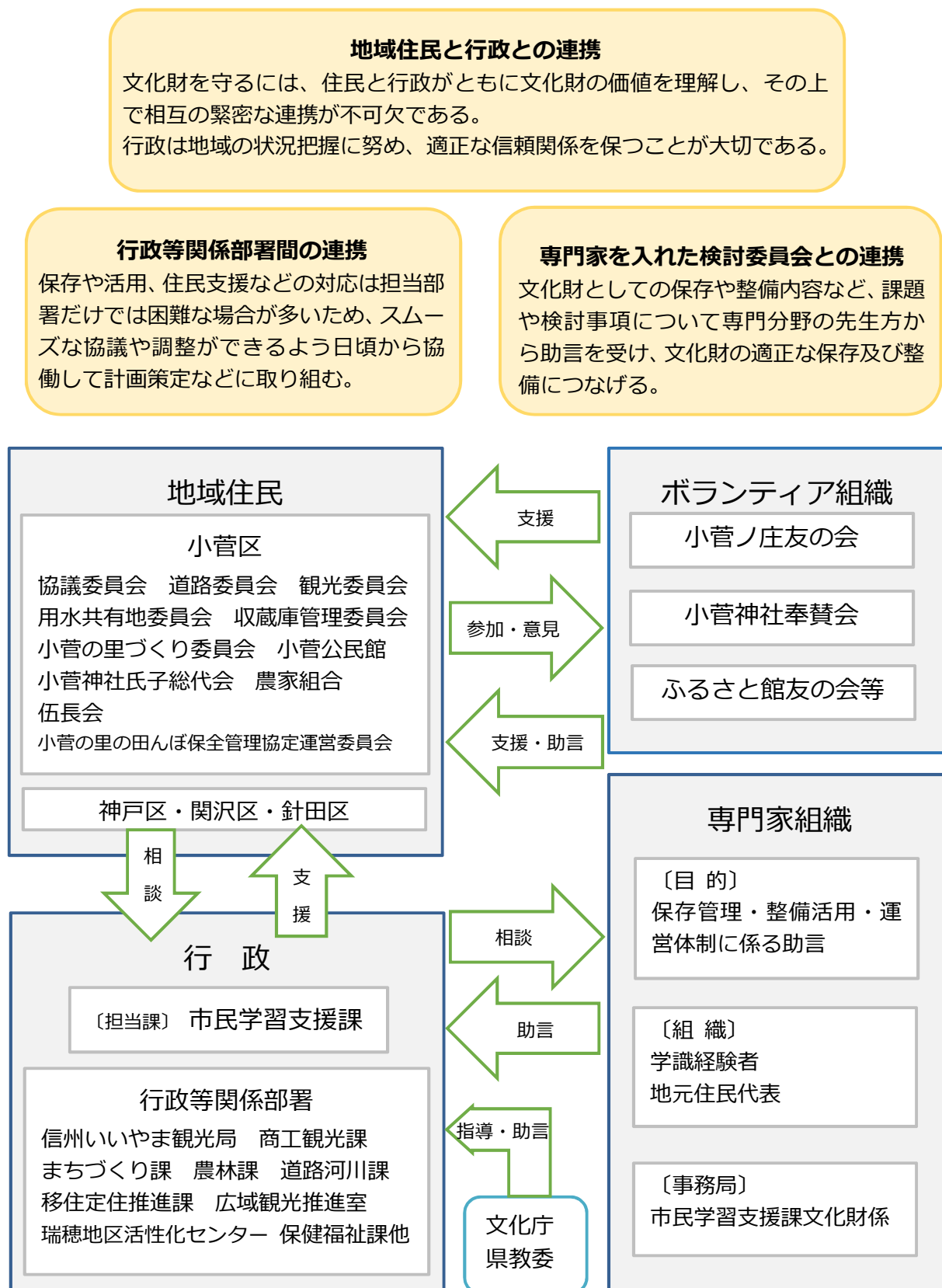


図 14 推進体制

第10章 事業計画

1 期別事業計画

(1) 短期整備 2018年4月～2023年3月

宗教的建造物の修理と来訪者の利便性の向上

主な計画

- 国重要無形民俗文化財「柱松行事」には欠かすことのできない重要な護摩堂を修理
- 観光交流施設を開設し、来訪者へのサービスの提供や交流の拠点として地域の活性化を図る
- 散策モデルコースの設定と景観の向上



後方の建物は護摩堂(県宝)

住居の集まる生活エリア

● 重要な構成要素の民家

建物の修理等を行う場合は、修理基準等に基づいたものとし伝統的な民家の維持を図る

● 観光交流の拠点施設

空き家を利用して宿泊機能を備えた観光交流施設を開設し、住民の拠り所や住民と来訪者との交流の場として整備

● 散策モデルコースの設定

来訪者に小菅の特徴や魅力を伝えられる散策コース例の設定に伴う整備。また、住民全員でコースを共有し景観の向上を目指す

● 集落内に残る史料調査

宗教的建造物や民家に残されている文書等の史料調査を行い、新たな歴史の解明と史料の保護につなげる

信仰エリア

● オカリヤ

建物の老朽化に伴う傷みが見られるため、建築調査と修理内容の検討に基づく修理

● 奥社参道及び巨石群（三の鳥居から奥社）

奥社本殿への参道の途中にビューポイントを設置する。また、落石等の危険個所の点検及び必要に応じた整備

奥社参道の杉並木等は、有識者の意見を聞きながら適正な間伐や枝打ち等による環境整備

- **護摩堂**

建物が傾き、柱脚の折れなど大規模な修理が必要なため、建築調査と修理内容の検討に基づく修理

山林・里山エリア

- **風切峠、前坂道、神戸道**

小菅への参道として使われてきた古道を歩く学習会を開催

石垣

- 石垣の位置や現状を把握するための記録調査
- 積み直し等修理が必要な箇所は、修理基準に基づいた整備
- 石工による石積み修理の技術講習会を開催し、石垣の積み直しができる人材を育成する

水路

- **南龍池跡**

生茂った葦を茅の輪に利用するなど有効な活用方法を研究し、荒廃の防止を図る

その他

- 地元ガイド人の育成
- おみやげの開発と販売の実用化
- ホームページなどの情報発信体制の確立
- 文化財収蔵庫の展示の充実と、保管されている古文書の整理

（２） 中期整備 2023 年 4 月～2028 年 3 月

奥社参道脇遺構群の調査と宗教的建造物の修理

主な計画

- 奥社参道両脇に広がる遺構群の保存や活用方針を定めるための調査
- 里宮や御旅所等の宗教的建造物、仁王像の調査に基づいた修理



奥社参道遺構群の学習会

住居の集まる生活エリア

- 重要な構成要素の民家

建物の修理等を行う場合は、修理基準等に基づいたものとし、伝統的な民家の維持を図る

信仰エリア

- 仁王門

仁王門に安置されている仁王像の価値を検証しながら調査・修理の検討を行い、その修理方針に基づき修理

- 二の鳥居

鳥居に積もる雪下ろし対策の検討に基づいた整備

- 里宮

建物の老朽化に伴い建物調査を行い、修理の必要性が生じた場合は、修理内容を検討し検討方針に基づき修理

- 御旅所

建物の点検を行いながら、修理が必要な場合は修理基準に基づき適切に修理

山林・里山エリア

- 奥社参道南遺構群・奥社参道北遺構群・神戸の遺構群

専門検討委員会を立ち上げ、調査内容の検討と調査を実施

（長期計画のなかで、調査結果に基づき保存及び活用方針を定め整備を実施）

石垣

- 積み直し等修理が必要な箇所は、修理基準に基づいて整備を行う

(3) 長期整備 2028 年 4 月～2033 年 3 月

奥社参道脇遺構群の整備と景観全体の再点検

主な計画

- 奥社参道脇遺構群の保存・活用に基づいた整備
- カイド沿いの電柱の移動など修景整備
- 中期計画までに実施した整備の検証と新たな整備計画書の策定



景観を阻害している電柱や電線

住居の集まる生活エリア

- 重要な構成要素の民家

建物の修理等を行う場合は、修理基準等に基づいたものとし伝統的な民家の維持を図る

山林・里山エリア

- 奥社参道南遺構群・奥社参道北遺構群・神戸の遺構群

専門検討委員会において、中期計画で行った調査結果を基に、保存及び活用方針を定め整備を実施

信仰エリア

- カイド

景観を阻害している電柱や電線の移動や地中化等の検討に基づいた修景整備

- 里宮参道と周辺の石造文化財群

石段がはずれていないか等点検を行い、修理が必要と判断した場合は、安全確保のための修理を行う

石垣

- 積み直し等修理が必要な箇所は、修理基準に基づき整備を行う

2 「小菅の里及び小菅山の文化的景観」整備事業年度別計画(短期～長期) 一覧表

	区分No.	重要な構成要素他	実施主体	主な説明資料	短 期					中 期					長 期				
					2018.4～ 2019.3	2019.4～ 2020.3 柱松	2020.4～ 2021.3	2021.4～ 2022.3	2022.4～ 2023.3 柱松	2023.4～ 2024.3	2024.4～ 2025.3	2025.4～ 2026.3 柱松	2026.4～ 2027.3	2027.4～ 2028.3	2028.4～ 2029.3 柱松	2029.4～ 2030.3	2030.4～ 2031.3	2031.4～ 2032.3 柱松	2032.4～ 2033.3
住居エリア 方針 P22	C-26	個人所有（主屋・付属屋・カワ）	個人	P29～33 (修理・保存)	(補助金による修理)	→			(補助金による修理)										→
	D-21	集落全体（追分～三の鳥居まで）	小菅区・里づくり委員会・市	P45～53 (活用)	散策コースの整備	→	→	→	→										
信仰エリア 方針 P23	A-3	オカリヤ	氏子総代会	P32(修理) P40(保存)		調査・修理 内容の検討	→	→	修理										
	A-5 A-6	奥社参道（三の鳥居～奥社）及び奥社参道の杉	氏子総代会	P41(保存) P46～52 (活用)	ビューポイント作りや間伐の検討・実施	→	→	→	→										
	A-7	奥社参道の巨石群	氏子総代会	P50(活用)	巨石の落石防止点検	(対策)													
	B-2	護摩堂	氏子総代会・市	P32(修理) P40(保存)	調査・検討	設計	工事	→											
	C-10	里宮参道と周辺の石造文化財群	氏子総代会	P40(保存)											階段の修理 検討	→	(修理)		
	C-16	二の鳥居	氏子総代会	P40(保存)			冬期間の維持管理の検討	→	→	(整備)									
	C-17	仁王門	氏子総代会	P32(修理) P41(保存)						仁王像調査・修理方針検討	→	設計	(修理)						
	C-18	里宮	氏子総代会	P32(修理) P41(保存)			調査・修理 内容の検討	→	→	(修理)									
	C-24	御旅所	氏子総代会	P32(修理) P41(保存) P50(活用)			調査・修理 内容の検討	→	→	(修理)									
	C-4	カイド（二の鳥居～三の鳥居）	検討委員会・小菅区・市	P51(活用)	電柱移動等修景整備研究	→	→	→	→				→	→	(実施)	(実施)			
山林・里山エリア 方針 P24	B-7	奥社参道南遺構群	検討委員会・市	P41(保存) P50(活用)	石垣の調査方法の検討		石垣調査記録	→	→	委員会発足準備	委員会発足・調査計画	調査	→	→	委員会まとめ	委員会の報告を基に方針を検討	検討の結果に基づき整備	→	→
	B-8	奥社参道北遺構群	検討委員会・市	P41(保存) P50(活用)	石垣の調査方法の検討		石垣調査記録	→	→	委員会発足準備	委員会発足・調査計画	調査	→	→	委員会まとめ	委員会の報告を基に方針を検討	検討の結果に基づき整備	→	→
	C-1	風切峠	小菅区・神戸区・市	P51(活用)	準備	→	→	学習会											
	C-2	神戸の遺構群（良蔵坊）	神戸区・市	P41(保存) P50(活用)	石垣の調査方法の検討		石垣調査記録	→	→	委員会発足準備	委員会発足・調査計画	調査	→	→	委員会まとめ	委員会の報告を基に方針を検討	検討の結果に基づき整備	→	→
	C-5	前坂道（前坂～コエンド～十王堂跡）	小菅区・前坂区	P51(活用)		準備	→	→	学習会										
	C-6	神戸道（十王堂跡～桂清水～神戸）	小菅区・神戸区	P51(活用)	準備	→	→	学習会											
石垣 方針 P27	D-1	集落の石垣	市	P34～37 (修理) P51(活用) P58(協働)	石垣の調査方法の検討	石垣調査記録	→	→	(整備)	→	→	→	→						
			小菅区・市		石垣修理学習会	→	→	→	→										
			個人		(補助金による修理)	→			(補助金による修理)	→	→	→	→	→					→
水路 方針 P28	C-14	南龍池跡	里づくり委員会	P51(活用)	活用の研究	→	→	→	→										
	D-3 D-10	大海清水 第二水系（大海清水水系）	里づくり委員会	P39(修理) P46.47.50 (活用)	水の活用に 向けた整備	→													
その他		観光交流施設	小菅区・市	P48(活用) P58(協働)	開設	内容の充実に向けた整備	→	→											
		ホームページ・SNSによる情報発信の立ち上げ	小菅区・市	P52(活用)	実施														
		おみやげの開発	小菅区	P52(活用) P58(協働)	準備	→	商品化												
		集落内に残る史料調査	小菅区・市	P41(保存)	準備	調査	→	→											
		文化財収蔵庫の活用	収蔵庫管理委員会	P49(活用)	古文書整理	→	→	→											

表8 整備事業年度別計画一覧表



図 15 整備計画全体図

〔 参 考 資 料 〕

小菅の未来

1 住民の夢

平成 29 年 12 月 20 日、小菅農業生活改善センターにおいて整備計画の住民説明会と「小菅の夢のある未来を語ろう」をテーマにした座談会を実施した。座談会では、住民に花びらの付せん「夢」を書いてもらい、「小菅の夢の木」を完成させた（P. 73 写真参照）。なお、座談会には小菅の整備検討委員会の笹本正治委員長と文化庁の永井ふみ文部科学技官にも参加していただき、「花」を咲かせるお手伝いをいただいた。住民の「夢」は次のとおりである。

核になる思い

- ・小菅の再生
- ・限界集落脱却
- ・少子高齢化に伴う人口減少の妙案
- ・地域の優れた特色を自覚することが大切
- ・飯山市民が誇れる里になる

若者が集う集落にしたい

- ・若者が集う
- ・若者が増え、活気のある集落を望む
- ・除雪対策を良くして住みよい集落に

自信を持つために学び続けよう

- ・地域と文化を誇れるよう、学びを続ける
- ・行政の力を借りて専門家による勉強会を多く開き、小菅に興味を持つ人を大勢集める

祭りを続けていこう

- ・祭りが続けば集落は存続するゾ
- ・祭りが続く
- ・松子のお神輿かつぎのボランティア募集

信仰を大切にしたい

- ・小菅ならではの自然、文化、信仰を磨き上げていきたい
- ・自然に宿る「神」の存在を信じて生きる
- ・「神の里」「神の山」の信仰心を大事に
- ・奥社へ車で行ける道の新設。高齢者も気軽にいつでも行けるように
- ・道がだめでもリフトかロープウェーか、何かしらものをつくる



それぞれの「夢」を記入する住民

子どもたちが戻ってくる集落にしたい

- ・騙してでも娘、息子を連れてくる
- ・子どもの遊べる場所をつくる
- ・子どもたちが地域を大切にしながら大きくなり、外に出て必ず帰ってくる小菅であってほしい

地元・都会の子どもが育つ環境や体験を提供する

- ・子どもの遊び場として、環境を見直したい
- ・サマースクールを開催して都会っ子と飯山っ子の交換留学

“1人で”“イベントで”小菅をアピールする

- ・小菅の写真を撮って NHK の「撮るしん」のようなイベントをする
- ・古民家宿泊を目的として①小菅山登山②北竜湖などのスケッチ大会
- ・小菅住民と行政の力を借りてアピールする
- ・神と仏の同居している村落をアピール

地域に働く場をつくろう

- ・小菅地域にしながらできる仕事(外とつながった)を考えたい
- ・働く場をつくる

産業として観光に取り組む

- ・産業として観光を考える
- ・人口減少でこの状況で今後どうなるか心配だが、文化的景観が整備されてお客様が訪れることを夢見ています

北竜湖の活用も

- ・北竜湖のハート型を売り物にして北竜湖山荘でウェディングセレモニー!!
- ・南龍湖を使った淡水魚の水族館をつくる

空き家を活用して区民の集いの場を作りたい

- ・区民がいつでも自由に過ごせる場所(年は関係なく)など…。家に閉じこもらず外に出て話し笑いあえるように
- ・人と人、地域と地域の繋がり合い、支え合いを大切にする区民
- ・区民のだれもが気軽に立ち寄れる古民家、特に男衆

ビューポイントを整備したい

- ・妙高山の遥拝所をつくる

美しい風景はまず自分の家の周りから

- ・家の周りの掃除、管理をする

取り組みを進めるための資金源を工夫しよう

- ・クラウドファンディングで資金を集める

外の力を借りることも考えよう

- ・外来魚を退ぞくフミや恋の里に
- ・しっかり根を張りフミちゃんを引きつける

歴史・自然を活かした食の提供

- ・50年、100年、150年前の小菅の食事を提供
- ・季節ごとの新鮮な野菜、山野草などの食事を提供

野菜のブランド化

- ・小菅ブランドの野菜をつくる

空農地で農業体験を提供する

- ・空農地を利用し、「小菅の里の家」の宿客に農業体験をしてもらう

信州大学に空き家をフィールドとしてもらう

- ・信大工学部やボランティアで空き家をリフォームして宿泊

飲んだり食べたりできればなお楽しい

- ・地区のなかでランチ、モーニングを楽しみたい。ビールも！

庭づくりも

- ・観光交流施設の、小さな庭づくりのボランティアグループを通して仲間づくり

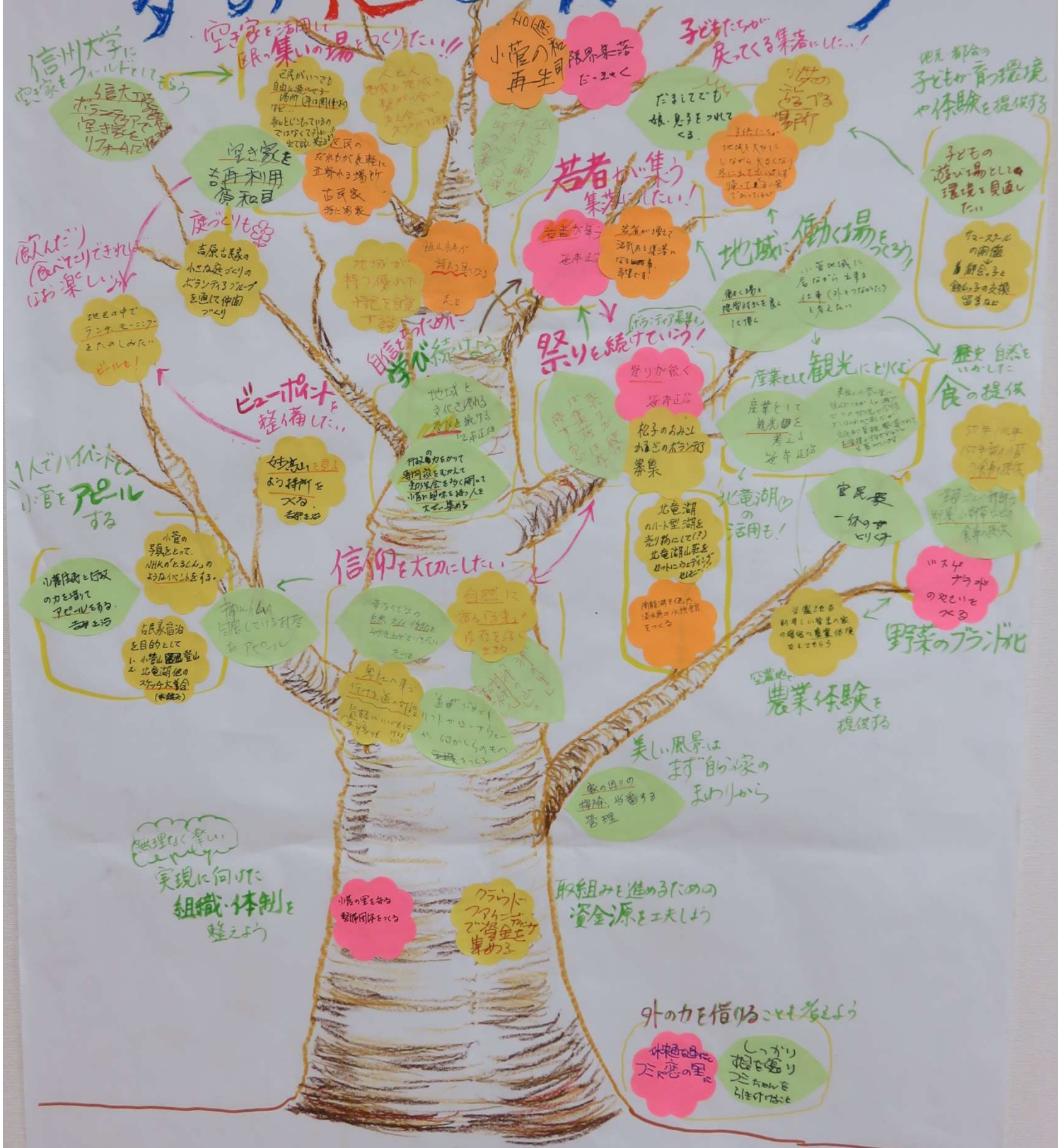
無理なく楽しい実現に向けた組織・体制を整えよう

- ・小菅の里を守る整備団体をつくる



永井文部科学技官が住民の書いた「夢」の花を木に咲かせていく

小菅の夢の木 夢の花も咲かせよう



2017年12月20日 ~

2 検討委員の夢

「小菅への夢」

長野県立歴史館 館長 笹本 正治

私が最初に飯山市で講演したのは平成 19 年（1998）6 月で、翌年 6 月に市から小菅の文化アドバイザーを依頼された。それ以来の小菅との付き合いなので、間もなく 20 年にも及ぶ、実に長い時間が流れた。

最初に小菅に来たとき、住民から「祭りもできなくなる」と、過疎化による集落の衰退を訴えられた。地域に対する誇りも弱かった。まずは住民に地域への誇りをもってもらうためにシンポジウム、出版、講演と様々なことを行い、柱松柴灯神事を国の重要無形民俗文化財にすることに成功した。そして、この地域は文化的景観にも選定された。

残念ながら、この間も人口減少は続き、空き家が増えた。住民の訴えに対する解決策はできていない。

私の将来の小菅への夢は、美しい景観が維持されたまま、若い人が定着し、子どもの声が聞こえる集落になっていることである。そのための方策のひとつは観光客の増加がある。小菅をじっくり見てくれる観光客が増え、ここを根拠にして飯山、さらには北信濃全域を観光する人が安定的にたくさんいるようにしたい。宿泊客が多くなることが、住民の現金収入の手立てともなる。

そのためには小菅が滞在するだけの魅力を持つ必要がある。風景は確かに綺麗だし、人情もすばらしい。でも何日も滞在するのにはまだ魅力に欠ける。小菅の食文化はすばらしい。小菅の棚田で作ったお米はそれ自体がもっと大きな価値を持っていいだろう。小菅でしか味わえない食文化や山菜などの商品化も大切で、自ら山菜を採り、それを食するツアーなども良いかもしれない。住民が楽しみながら、ガイドをし、しかもそれが収入と結びつくようになっていかないと、若者は定着できないだろう。そのためには質の高いガイドにならなければならない。住民がいつも学び続ける集落でありたい。

風景では草葺の屋根が数棟並んだら、それだけでも特徴ができ、写真を撮りたくなるだろう。これを可能にするためには茅場が必要である。本年千曲市で重要文化財の建物の茅葺がなされたが、その茅は九州の阿蘇からも運んできた。九州から運ぶくらいなので、茅も大きな商品価値を持つ。小菅の茅そのものを商品化できれば茅場の復活も可能になる。茅の商品化が進み、小菅にかつてのような茅葺家屋が増え、それを目当てに観光客が動くことも夢である。

生活という側面でいうと、大聖院の南参道遺跡も鍵になろう。夢としてはここを国の史跡にまでもっていき、福井県の一乗谷遺跡のように地元の人たちが発掘に従事し、それが住民の収入になるようにすることである。あれだけの遺跡なので、何年もかけて学術的に調査をしていく必要がある。発掘自体が産業化できないだろうか。

冬は雪のすごさが商品である。これだけの雪は世界に体験を売りにかけるべきだろう。春の美しさは日本中のどこにも負けないくらい美しい。カタクリやショウジョウバカマなど、春の花だけでも大変な魅力を持つ。北竜湖の新緑の美しさは筆舌に尽くしがたい。夏は祭りとブナなどの樹木、ホタルも資源である。秋は錦織り成す紅葉がある。これらを小菅の文化的景観とセットにして観光誘致をし、他地域の住民に足を運んでもらう。

できたら、集落の入り口に駐車場を造り、集落の内部に車で入れるのは住民のみとする。当然駐車場では駐車料を取る。祭りの見学者からも参加費、見学日を徴収し、少しでも祭りの補助にすべきである。住民のボランティアだけでなく、これまで文化を維持してきた苦勞に見合う収入ができるようになってほしい。

地域の誇りの上に若い人たちが小菅に住みたいと考えるために、収入をどうして図れるようにするか。それが解決し、すばらしい祭りが続き、いかにも日本的な茅葺家屋が数棟あり、住みよい場所が小菅だと評価されているのが、私の将来の小菅に対する夢である。

「昔からの景観の魅力を持続している集落、小菅」

信州大学学術研究院農学系 教授 佐々木 邦博

最初に小菅に来た時から感じていることがある。入口に仁王門があり、集落が広がっているのはその先である。門を過ぎると、急な坂道がまっすぐに上方に伸び、両側には立ち並ぶ家屋や庭木などが見えている。普通の農村集落とは異なり、おごそかな雰囲気を感じられる。南に下り、南竜湖から見上げると、今度は水田の石垣が段をなして並んでいるのが眺められる。魅惑的である。いずれも、住んでいる人たちの生活と活気が支えている景観である。この景観が、将来も持続されていくことを願っている。新たな千年物語のはじまり。

「小菅の夢」

上越教育大学大学院学校教育研究科 教授 浅倉有子

小菅という小さな集落には、良いものがたくさん詰まっている。「オテンマ」という共同作業に代表される人と人との密な繋がりや情の細やかさ、澄んだ空気、水のせせらぎ等々。そして得難いものとして、展示施設を兼ねた文化財収蔵庫があげられる。温度や湿度に配慮した、収蔵スペースに木を多用した設備は、小さな集落には不似合い（失礼！）なほどの充実した施設である。今後もこの施設を活用して小菅の記録と記憶が未来に継承されることを祈念している。

「小菅の夢」

信州大学学術研究院工学系 教授 土本 俊和

環境を変えることよりも、環境に対する態度を変えることのほうが大切なときがある。

人々は、生きる器として、環境に対して手を加えてきた。その結果できた環境を文化的景観と呼ぶと、そこには、厳しいものばかりでなく、恵もある。恵を恵として受け入れるには、環境を変えるよりも、環境に対する態度を変えるほうがよい。というのも、恵を心が恵として受け入れるからである。この景観のなかでは、雨や風など、自然が与えてくれた恵を素直に受け入れるのがよい。

ここで〈小菅の夢〉というのは、自然からの恵を心の中でおおらかに受け入れながら、夏の暑さや冬の寒さといった苦しみや厳しさを忘れてしまっているような状態の中にいることである。この夢は、睡眠中に人がしばしば見る心地よい夢にあたる。

自然から与えられるものには、しんどいものもあるけれども、楽しいものや美しいものもある。人は夢を見る。その夢は、ときとして、現世の苦しみや厳しさが全くないかのような、安楽で心配のない、楽しく美しい状態を見せてくれる。その夢には、しんどいものがない。その夢では、しんどいものが忘却されている。

ここで〈小菅の夢〉として定義するのは、人々が働きかけていった結果できあがった小菅という文化的景観の中で、自然から与えられるもののうち、しんどいものをさしあたり捨象して、楽しく美しいもののみが見える状態の中にいることを指す。

楽しく美しいものが見えることは、すばらしいことである。確かに、楽しく美しいものの背後にしんどさがある。しかし、楽しく美しいものそのものを、その背後にあるしんどさから一旦切り離してでも、それをしっかりと見ることのできる目がある。小菅では、この目が夢を見る。

「自然と長く付き合うために」

信州大学学術研究院教育学系 准教授 井田 秀行

地域住民にとっても、来訪者にとっても、ほどほどに便利でほどほどに不便な点が小菅集落の魅力の一つになればよいと思います。自然をまもろうとか、生物多様性を保全しようとか、正直なところ集落でそれを目的にしたら余計な作業が増えるばかりです。自然資源を持続的に利用してきた伝統的な知恵や技術を受け継ぎつつも、必要に応じて省略したり合理化したりして適度に手抜きしていくことも、自然と長く付き合う上では大切なことではないかと私は考えています。

「学舎としての小菅」

信州大学学術研究院工学系 准教授 梅干野 成央

小菅に漂う、ひきしまった神聖な雰囲気は、私が初めて小菅を訪れた時から変わっていません。おそらく長きにわたる宗教的ななみを、小菅という場所が蓄積しているからでしょう。そのなかで展開する人々の暮らしは、自然と強く結びついた文化そのもので、私を含め、多くの学生にとっての生きた教材でもありました。私にとっての学舎、小菅。小菅の方々、そして小菅に集う諸先生方から多角的な視点を学びました。小菅での学びは、小菅らしい暮らし方の提案にもつながるはずです。これから、学舎としての小菅とその仕組みづくりを考えていきたいと思っています。

「小菅の夢」

長野県立歴史館 専門主事 遠藤 公洋

直近に飯山市の中心部をひかえながら、ひとたび「小菅の里（神戸・関沢・針田も含む）」に入れば、「日本の故郷」と言えるような暖かみのある時間・空間・人に触れられるところでありつづけていただきたい。

いま、「小菅の里」がそうであるのは、必ずしも経済的なものだけではない「ゆとり」を連綿と引き継いでおられるからだと考えます。その「ゆとり」を保ち、引き継いでいくための、ひとつの指針として文化的景観の考え方が生かされる将来像に期待します。

「新たな千年物語のはじまり」

飯山市文化財保護審議会 会長職務代理 望月 静雄

本地域内には、小範囲でありながら建物や絵画・彫刻、樹木、祭りなど様々な種類の宝物が20件以上も文化財指定されています。加えて、霊地（パワースポット）であり、ジオパークであり、伝説の里でもあります。

千年の歴史を有するこの景観地をさらに磨くとともに、歴史を体感できる各種メニューを用意することにより交流人口の拡大や賑わい創出など新たな千年物語が始まろうとしています。

「将来あるべき姿の小菅」

小菅区代表（小菅の整備検討委員会 副委員長） 望月 武

今この地域は、少子高齢化を大きな要因とする人口減少に直面しています。この現象の進行を緩やかにし、そして止めるため地域が持つ優れた特色を区民一人ひとりが自覚し磨き上げ、地域の価値を見出していく必要があります。

人と人、地域と地域の繋がり合い、支え合いを大切にしながら、自然や伝統を融和させて地域の振興を図り、持続可能な集落を模索していくとともに、先人によって守り育てられてきた豊かな自然や農山村の原風景、街並みを大切に、地域に息づく伝承文化への誇りや絆を大事にし、この自然や祭りを子や孫へ伝承していく小菅。

「将来あるべき姿の小菅」

小菅区 区長 吉原 和司

比類なき美しい自然と四季の魅力にあふれ、また修験道の聖地としての長い歴史を刻む、まさに時間が止まったような、この「日本の原風景」とも言える小菅を、できる限り最盛期の小菅をしのばせる風景に近づける。他方、住民不在の文化遺産の末路は明白なので、空き家をリフォームし、都市住民などに宿泊施設、居住他、修験道体験、農業体験、交流スペース、あるいは、カフェ、レストランとして活用してもらおう。必ずや国内外から人々が訪れるに違いない。

「風切峠をサイクリングロードに」

神戸区 区長 宮澤 欣治

小菅への南の玄関口にあたる神戸には、県内最大級の神戸のイチョウがそびえ立ち、ここから風切峠によって小菅とつながっている。子どもの頃、柱松行事を見に風切峠の道を通って小菅に行ったことをよく覚えている。歴史と共に小菅神社に深く関わってきた参道であり、この道を誰もが気軽に歩けるよう、またサイクリングロードとして自由に小菅と行きできるような道になればと思う。このようなことをきっかけにして、この周辺一帯が共に元気な地域なることを願う。

「これからの小菅について」

小菅区 代理区長 吉原 正治

私は中学生の頃より、この集落は修験の霊場であり基盤の目のように整然と石積みの上に建つ家は坊院跡であることを知り、京の都の関わりも深いとのことで、すごい所に住んでいるんだなあ！と誇りに思いながら暮らしていました。

しかし、時が過ぎ、今では小菅地区は「あと継ぎ」がいなく、あと10年から20年もすれば誰もいなくなり、廃屋になり、家やカワ、水路の管理等をする人がまったくいなくなるのが現実です。目に見えて分かります。

そこで、小菅の歴史や文化、そしてすばらしい文化財の価値などについて行政の力を借りて、専門家の人に勉強会をたくさん開いていただき、小菅に興味を持つ人を大勢集めていくことにより、「小菅の里を守る会」といったような整備団体をつくって小菅の自然や文化、そしてすばらしい文化財を後世に残していくべきだと思います。

「これからの小菅について」

小菅神社氏子総代会 会長 吉原 一男

奥社、参道の保守管理は、小菅区民の高齢化により難しくなりつつある。また参拝者が事故等に遭ったとき、緊急時に対応するためにもカヤキリ堂までの道路の建設が望まれる。

小菅収蔵庫の入館者はここ何年も変わりなく、近くに来て、声掛けしても通り過ぎるだけである。小菅収蔵庫の名称を「小菅歴史館」へ変更するなど対策を検討したい。

南竜湖を散策できるように、またビオトープとしても整備できればいい。

空き家対策、里山の整備、遊歩道の整備、草刈り、水路等の通年の管理等に対応するため、元気な人の活用が望まれる。

子供たちと常に連絡をとって意思疎通をはかり、孫たちには春休み、夏休み、冬休みには小菅に来て共に遊び、学び、小菅の良さを教えたい。そのためにも家の保守管理、水路、石垣の修理等環境維持に努めたい。

いつの日か子供、孫たちに住んでもらえますように。

「冬来たりなば」

小菅の里づくり委員会 委員長 鷲尾 恒久

庭の南天の緑の葉と紅い実が、白く塗り替えられようとしている。

屋敷に植えられた柿の実の朱色は、雪に覆われ、墨絵の世界の一点となる。食べることがなくなった果実は、冬の渡り鳥に食い散らかされるまで、寂しげにぶら下がっている。

この冬初めての大雪が、家の前に 30cm。軽いプラスチックのスノーダンプで、道路脇の流雪溝まで運ぶ。水流があり、雪は間もなく流れ去るのだ。6時半に布団から抜け出して、1時間ほどの寒行である。雪国の冬の始まりだ。

空き家となった隣の家は、改造のため、骨と皮だけになった。近くの家が重機で壊され、形を無くしていく。さらにもう一軒、空き家が更地になろうとしている。

先日、追分の小さなたんぼに野ブキを植え込んだ。今、フキノトウが雪の下で春の香りを蓄えている。冬をやり過ごし、春の全面展開に希望を膨らませている。

文化財保護に係る関連法令

文化財保護法（抄）

（昭和二五年 五月三〇日法律第二一四号）

最終改正：平成二六年 六月一三日法律第 六九号

第一章 総 則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所在で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- （略）

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。

- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第八章 重要文化的景観

（重要文化的景観の選定）

第百三十四条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

- 2 前項の規定による選定には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「権原に基づく占有者」とあるのは、「権原に基づく占有者並びに第百三十四条第一項に規定する申出を行った都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

（重要文化的景観の選定の解除）

第百三十五条 重要文化的景観がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

- 2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

（滅失又はき損）

第百三十六条 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

（管理に関する勧告又は命令）

第百三十七条 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

- 3 文化庁長官は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要文化的景観について第百三十四条第一項に規定する申出を行った都道府県又は市町村の意見を聴くものとする。

（略）

（費用負担に係る重要文化的景観譲渡の場合の納付金）

第百三十八条 国が滅失又はき損の防止の措置につき前条第四項で準用する第三十六条第二項の規定により費用を負担した重要文化的景観については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の届出等）

第百三十九条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

い。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る重要文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（現状等の報告）

第百四〇条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

（他の公益との調整等）

第百四一条 文部科学大臣は、第百三十四条第一項の規定による選定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

2 文化庁長官は、第百三十七条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による命令又は第百三十九条第三項の規定による勧告をしようとするときは、重要文化的景観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議しなければならない。

3 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

重要文化的景観

「小菅の里及び小菅山の文化的景観」整備計画

－大切な地域の宝を将来へ引き継ぐために－

平成 30 年 3 月 発行

編集 長野県飯山市教育委員会 市民学習支援課 文化財係
飯山市大字飯山 1634 番地 1(飯山市ふるさと館内)
TEL 0269-67-2030

発行 長野県飯山市教育委員会
長野県飯山市大字飯山 1110-1 TEL 0269-62-3111

印刷 有限会社 足立印刷所
長野県飯山市大字常郷 581-1 TEL 0269-65-2079



集落西方に望む妙高山と夕日